

(第一類 第五号)

第三回国会 法務委員会 會議 第十号

昭和二十三年十一月二十七日(土曜日)

午前十一時七分開議

出席委員

委員長 高橋 英吉君

理事 齋藤 良作君 理事 猪俣 三君

岡井 藤志郎君 佐瀬 昌三君

古島 義英君 松本 弘君

井伊 誠一君 石井 繁九君

柳原 千代君 菊木 一久君

北浦 圭太郎君 中村 俊夫君

出席國務大臣

國務大臣 植田 俊吉君

出席政府委員

法務政務次官 田中 角榮君

法務廳事務官 高橋 一郎君

法務廳事務官 野木 新一君

法務廳事務官 岡咲 恕一君

法務廳事務官 青木 義人君

法務廳事務官 古橋 浦四郎君

委員外の出席者

議員 今村 忠助君

議員 庄司 一郎君

議員 山本 幸一君

議員 坂東 幸太郎君

議員 林 百郎君

最高裁判所事務次長 五鬼 正三君

最高裁判所事務官 小川 善吉君

專門員 村 敏三君

專門員 小本 貞一君

本日の會議に付した事件
刑事訴訟法施行法案(内閣提出第一八号)
裁判所法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一九号)

第一類第五号 法務委員會議錄 第十号 昭和二十三年十一月二十七日

司法警察職員等指定應急措置法案(内閣提出第三一七号)

請願

一、私立少年矯正施設存続の請願(庄司一郎君紹介)(第四二二号)

二、囚人獄外作業特別許可に関する請願(中嶋勝一君紹介)(第一一九号)

三、古前村に司法事務局出張所設置の請願(袋東幸太郎君紹介)(第一三四号)

四、網野町に簡易裁判所設置の請願(大石ヨシエ君紹介)(第一六五号)

五、大垣市に刑務所支所設置の請願(山本幸一君紹介)(第二九一号)

六、私立少年矯正施設存続の請願(岡谷光衛君外一名紹介)(第三二七号)

七、岩井町に簡易裁判所及び檢察廳設置促進の請願(庄司彦男君紹介)(第三七六号)

八、戸籍事務担当の市区町村吏を官吏とするの請願(今村忠助君紹介)(第三八五号)

九、福島刑務所移轉に関する請願(山下春江君紹介)(第四七六号)

一〇、住居法の制定並びに戸籍事務關係運當法制定の請願(林百郎君紹介)(第五五七号)

一一、吉原市に刑務所支所設置の請願(宮崎靖君紹介)(第五八九号)

一二、司法警察の淨化に関する請願(山口好一君紹介)(第六七〇号)

陳情書

一、數箇簡易裁判所昇格等の陳情書外

一件(岡山縣倉敷市長金子藤一郎外一名)(第一三三三号)

二、戸籍事務費全額國庫負擔の陳情書(宮城縣戸籍事務協議會長岡崎榮三)(第二九三三号)

三、出雲市に松江刑務所支所設置の陳情書(出雲市長森山繁樹外一名)(第三〇二二号)

四、民法の一部改正に関する陳情書(北海道及び東北六縣地方労働委員會協議會長宮城實五郎)(第三一六号)

五、代用監獄廃止の陳情書(岐阜縣公安委員會)(第三三三三号)

六、仮出獄及び保釈の取扱に関する陳情書(岐阜縣公安委員會)(第三四四四号)

七、倉敷簡易裁判所昇格等の陳情書(岡山縣倉敷郡岡田村長武本又次郎外二十八名)(第三六四四号)

八、寛春等処罰法案に関する陳情書(大阪府西成区山王町四丁目一番地松井リウ)(第四一七号)

○佐瀬委員長代理 これより會議を開きます。

本委員會に付託せられております請願の審査に入りたいと思ひます。この際審査方針についてお諮りいたします。請願の審査は、これを採択した以上は必ず實現の方途を講ぜねばなりませんので、予算その他あらゆる事情を考慮して、慎重を期さねばなりません。そこで委員會の決定は一應殘しておきまして、審査のみを行いたいと思ひます。

○佐瀬委員長代理 御異議なしと認めます。

○佐瀬委員長代理 御異議なしと認め、審査に入ります。

日程第八、戸籍事務担当の市区町村吏員を官吏とするの請願、文書表第三八五号を議題といたします。この際紹介議員の御紹介をお願いします。今村忠助君。

○今村忠助君 この戸籍吏員というものは、御存じの通り國政上最も重大な基礎をなす戸籍一般事務に當つておるわけでありまして、これは当然國家でなさるべき仕事であるにかかわらず、現在は地方自治機關に委任されておるもので、しかも實際事務に當る者は、いろいろの町村役場の雑務と一緒にこの仕事を兼務せられておるというやうな状態に置かれておるというので、まことに嚴密かつ正確を期さなければならぬ仕事であるのかかわらず、とかく遲滞し、あるいはまたときに間違ひ等が起きている実情にあるのでありまして、すみやかにこれは國家において直接その仕事に當るとする一つの制度を設けられんことを希望するものであります。こゝういふ意味から、ぜひとも戸籍事務担当の市区町村等の吏員を官吏としていただきたい、これが請願の趣旨であります。ぜひとも實現するよう御盡力願ひたいと思ひます。

○佐瀬委員長代理 ただいま政府委員が出席されないで、日程第一、私立

少年矯正施設存続の請願、文書表第四二二号及び日程第六、私立少年矯正施設存続の請願文書表第三二七号を一括いたします。紹介議員の御紹介をお願いします。

○庄司一郎君 本請願の趣旨を簡単に申し上げます。終戦の方、特に最近において、わが國青少年の道義が極度に頹落し、犯罪的傾向の激化はまことに心配にたえないところでござい

ます。今日こそ國家の総力をあけて、眞に官民相協力してこの青少年たちの不良化を防止し、改過遷善し、この傾向を是正せんと努力しなければならぬ、きわめて重大な時期に直面しておると思ふのであります。純潔な青少年たちの道義の高揚こそは、今後の第二の明るい日本を建設する上において、この上ない重要性を持つておることは、いまさら申し上げるまでもないのでござい

ます。しかるにさきに第一國會を通過した法務廳設置法第十五條により一切の私立、民間の少年矯正施設は昭和十四年三月末日限り一齊に、画一的にこれが廢止と相なることとなつておりまして、該民間事業者の土地建物等は政府において買収あるいは借上げの上、政府直營に移管されることに相なるというところに仄聞しております。私もただいまは、その法律や政府直營についてこれこれと批判しようとするものではないと思ひます。ただわが國民間のきわめて熱心なる司法保護的信念に燃えている篤志家たちが、大正十二

年少法施行以來改々波々として経営し、歴代司法省当局の御奨励並びに御指導監督のもとに、きわめて適切優秀な成績を収めつつあった私立少年矯正施設、すなわち少年保護團體が全國にわたり多数に上り、わが宮城縣下だけでもすでに四つの團體がございます。國內大多數の保護團體の中には、軌道を逸脱した不良のものもあるいは五、三あるであります。けれども民間経営の大部分は、官立のそれに見られない家庭的な、眞に親子愛といましようか、のび／＼とした雰囲気の中に少年たちがおのずから改過進善し、すなおに社会性を体得しておるといふことを見のがしてはならないと思つてあります。民間の少年の保護團體等の中に、相當に好成績をあげておるものが多数あることをお互いに忘れたくないのであります。それらの長所と美点とを多分に保有し、しかも終生の事業としてこの尊い保護事業に一身一家を投じ込み、永年の間これまで苦心經營を続けられてきた民間私立のきわめて善良なる少年保護團體までも、この際一律に團一的に全部を葬つてしまふといふようなことは、まことに残念千万なこととございます。何とも申し上げようがない次第であります。うわさに聞くとところによりますと、アメリカにおいては特にこの民間少年保護事業が非常に発達をして、政府もあるいはステート・ガバメントもあけてこれを助成、指導、援護しておることを伺つております。よつてわが國におきまして、この際ぜひ各府縣、各少年審判所、各檢察廳、それらの各方面より廣く意見を参考のために聴取され、もしそれ成績可良なる民間少年保護團體等に対

しては、この後ある一定の條件のもとに存続を許し、あるいは政府の委託事業というふうな名前でもつけようございします。ともかくにも團一的に民間の保護團體をこの一片の法律によつてお取上げにならないよう、今後とも何らかの形態のもとにお許しをいただいて、経営を継続して行けるよう、せつかく適當なる措置を講じていただきたいというのが、この請願の趣旨のあるところでございます。

終りにこの請願が本院に提出された経過を申し上げるならば、東北六縣の民間の少年保護團體の経営者諸君が、先般仙台の少年審判所の一室を会場にお借りして、總會のような協議會が催されました。私ただ單に頼まれたからこの紹介を申し上げるというだけではございせん。不肖紹介議員庄司は、御省において御承知のごとく、過去約三十年の間司法保護事業のために挺身をして参りまして、現在宮城縣の大河原簡易裁判所管下三郡の司法保護會の會長の職にございます。また仙台司法保護協會の理事長を勤めさしていただいております。またかじけなくも司法保護事業功勞章を、紀元二千六百年の大会に國會議員としてはただ一人、不肖庄司が拜受をしていふような關係でございます。私庄司は司法保護のためにこの後も一生をささげたいと念願しておる關係で、ただいま申し上げた東北六縣の司法保護經營者諸君は、私を推薦して顧問という、儀礼的なものでございまして、特にさような名譽職を與えられまして、陰に陽にこの少年を感化する事業のために、あらゆる私の微力をささげさしていただいているような次第でございます。さやうな關係上、不良なる、状態の悪い、あるいは悪質なものでも國內にございまするならば、そういうものは根本的にオミットしていただいて、ほんとうに正しい信念を持ち、保護事業を理解して一生をささげている、優秀な成績を収めて民間の保護團體等は、この後とも政府の委託事業あるいはその他なあらゆる措置を講じていただきたい。あるいはこの法務廳設置法案の一部を御改正いただいて、何もかも石炭國管のように、法務廳が直接官營の保護團體をつくらなければならぬという理論はないと思つてあります。民間において少年保護のために挺身している、さやうな志士仁人を適當に保護助長されることも望ましいことであるといふ信念の上から、ただ單に今回宮城縣の縣會議長、宮城縣町村長會長高橋清君は約五百名の諸君の、この歴大なる請願の御依頼を受けたから、事務的に紹介議員になるということとございせん。私はこの請願の趣旨のあるところは、公正妥當なる請願であると信念に燃えて趣旨を弁明申し上げた次第でございます。決して宮城の保護團體はいけなない、全部民營にせよといふ暴論ではございせん。官營の保護團體もまたよき民營の保護團體もこれを併行させ、しかも法令の改正がにわかには不可能である場合には、政府の委託事業として優秀なる保護團體を保護助長して、少年保護事業の目的達成のために協力させていただきたい次第であります。かやうな念願でございします。以上をもつて請願の趣旨の説明を終ります。

○佐藤委員長代理 この際政府より御意見があれば日程第八、第一及び第六に對して御意見を伺いたいと存じます。○岡崎政府委員 ただいま庄司委員から御紹介になりました請願の御趣旨は、まことにごもつとも拜承いたしましたわけでございます。現行の少年法及び司法保護事業法によつて運営されて参りました施設の矯正施設たる少年保護團體の施設は、從來その運営のよろしきを得るとき、むしろ官公立の施設に求めがたい長所特質を發揮して参つた実績にありまして、御請願の趣旨はまことにごもつとも考えるのであります。しかしながら終戦後極度に逼迫した國內經濟その他の事情にかんがみまして、政府におきましてはこの制度に大きな改変を加える必要がないかと検討中のところ、たゞ二、三の少年保護團體に遺憾ながら不詳事件が発生した事例がありまして、また關係方面よりきわめて強い示唆がありましたので、さきの第一國會におきまして法務廳設置法附則第十五條の立法がなされた次第でございます。すでに私立少年矯正施設廃止のことはこの法律により確定いたしておりますものの問題はなお將來に残されていふ部分が多分にあるかと考えますが、政府といたしましてはすでにこの措置が確定しております以上、現在の國內の特殊事情のもとにおきましては、こしはばらくはこの改正を見た新法制のもとにおきて、でき得る限り本請願の趣旨をくみ入れまして、今日國內においてきわめて重要な事柄である少年の矯正保護の事業を、実績に即するよう円滑に運営して参りたい所存でございますから、何分御了承をお願いいたしますと存じます。それから戸籍事務担当の市町村吏員を官吏に登用されたいという趣旨の請願でございますが、この点はとくと研究してみたいと考えます。

○佐藤委員長代理 この際法務委員に御意見なり御質疑があれば、御発言願います。別にないようでありますから、本件についての審査は一應終了しました。なお懸念ない点は適當な機会に取上げることにいたします。

○佐藤委員長代理 次に移りまして日程第三、苦前村に司法事務局出張所設置の請願、文書表一三四号を議題といたします。紹介議員の御紹介を願います。坂東幸太郎君。

○坂東幸太郎君 苦前郡苦前村に司法事務局出張所設置につきましては、本村は天塩國苦前郡の西南に位し、東西十二里八町、南北五里十一町、約三十万の面積を有し、戸籍數千七百餘人、人口一万五百餘人を數するに至つております。村内には八千餘畝の土地と千百餘の家屋があり、その他法人も相當あつて、羽幌線の開通と船入間の完成、工場の新設擴張、営林署、森林軌道の敷設等に伴い、人口は年々増加の一途をたどりつつありますところ、本年六月苦前炭礦開業着手に伴い、今後急激なる人口の増加を予想せらるるのであります。村内開発の進展に伴い、登記事務も年々増加の傾向にあります。特に目下実施中の自作農創設特別措置法に基く農地の買収、賣渡し件数は六百四十五件、千四百五十筆でありまして、これに附帶する分筆合筆等の登記をなすときは、二千件以上の登記を要するのであります。しかるに現在登記事務は旭川司法事務局羽幌出張所に属し、登記事件の最も多き本村農村部落よりの最短距離は十三キロ、最長四十

設置の諸願についてお答えをいたします。諸願の趣旨は当局といたしまして十分了承できるのでありますが、ひとり大垣市の場合のみであります、全国的に見ても被拘禁者の増加に伴う人権の問題とも関連いたしまして、刑務所施設の拡充整備に努めているのであります。が、本件については、本年度におきましては予算資料の面が制約せられておりますので、遺憾ながら実現は不可能の状態にあるのであります。私その必要なきことにつきましては十分に承知をいたしておるのであります。来年度におきましてはこれを設置する予定で、計画書を目下経済安定本部に提出中でございますから、以上で御了承いただきたいと思います。

代用刑務所に対する手当はどういうふうな順序に手当をしておえますか。いかなる標準で、いかほど金を支拂つておるか、その点をお伺いしたいと思います。

たいへん御熱心に主張している少年法が適用されて、少年はほかの被告と一緒に入れるとか、ほかの被疑者と一緒に入れることは禁止されておる。ところが代用刑務所を使用するがために、その法律はそのままつくった無用になつておるのであります。結局適用されないのではありません。難房にほうり込むよりほかありませんから、そうすると少年法を適用いたしまして、それを完全に実施しようとするならば、別の刑務所をこしらえておかなければ、少年法がそのまま運用できない。この問題になりまして、ある場所十八歳以下の少年でありまして、これを難房へ入れておいて、今日でもそれをそのままに置いておるといふことから、東京の若い弁護士が判事と大いに論争するのを私は聞いておりました。実に悲惨なものである。しかばこの少年法といふものがほんとうに生きて行かない。この少年法をほんとうに生かすためには、どうしても別に刑務所をこしらえなければならぬ。ところが代用刑務所をそのまま使つておきますと、御承知のように浮浪人と一緒に入つてい

者、容疑者から隔離した場所に置くことにつきましては、われ／＼もその必要を非常に感じておるのであります。新しい少年院法が施行に相なりますれば、少年は警察、検察廳に行く前に、少年觀護所というところに参りまして、そこから少年審判を受けまして、そこから保護施設その他へ参ることに相なるのであります。が、少年院法が明年一月一日から実施される予定になつておりますので、それが実施の上は御心配の点が拂拭されると思ひます。

要があると思ひますが、その点はどうかお考えになりますか。

○古橋政府委員 代用刑務所が、今日の新しい警察のもとにおきまして非常な御不便をかけていることを、私は以前から苦慮いたしております。当局の方針といたしましては、簡易裁判所、あるいは地方裁判所の支部の設置のあるところは、すべて刑務所支所を建てたいという希望を持っております。大蔵當局としばしば折衝して参りましたのですが、残念ながらその運びに至りませんので、各方面に多大の御不便をおかけしておる次第でございます。来年度におきましては、全部というこ

とはとうていできませんけれども、重要度のあるものからできるだけたくさん支所を設置したいと考えて、たゞいま予算の準備をいたしておる次第であります。なお現在の代用監獄に對しましては、その留置人費を支拂うことにいたしました。國家から留置人費を府縣に支拂つておる次第でございます。なおその方面からいへば、御要望がありまして、衣料品その他についても負担するようにというお申出がなつております。留置人費と申しますのは食費でございます。ただいま約四十円前後の金だと思ひます。これは國家警察から御要望になりました額をそのまま差上げることになつておりますが、その点では心配はないと思ひます。

○古橋政府委員 その点は四十円拂えば何とかなるであらうと思いますが、法務廳がたいへん御熱心に主張している少年法が適用されて、少年はほかの被告と一緒に入れるとか、ほかの被疑者と一緒に入れることは禁止されておる。ところが代用刑務所を使用するがために、その法律はそのままつくった無用になつておるのであります。結局適用されないのではありません。難房にほうり込むよりほかありませんから、そうすると少年法を適用いたしまして、それを完全に実施しようとするならば、別の刑務所をこしらえておかなければ、少年法がそのまま運用できない。この問題になりまして、ある場所十八歳以下の少年でありまして、これを難房へ入れておいて、今日でもそれをそのままに置いておるといふことから、東京の若い弁護士が判事と大いに論争するのを私は聞いておりました。実に悲惨なものである。しかばこの少年法といふものがほんとうに生きて行かない。この少年法をほんとうに生かすためには、どうしても別に刑務所をこしらえなければならぬ。ところが代用刑務所をそのまま使つておきますと、御承知のように浮浪人と一緒に入つてい

る。もしくは兇惡な犯罪人と一緒に入れなければならぬといふことになりまして、かえつて犯罪の修業に行つておるようなもので、青年自体を保護しておくといいことになりません。そこで別に早急につくる必要がある。予算があるとかないとかの問題ではない。あるいは別の民家を借りて、そこを建て直してでも別にしておかなければ少年法の適用はできないと思ひます。その点について何かお考えがありましたら、お伺いしたいと思います。

○古橋政府委員 少年を特に他の被疑者、容疑者から隔離した場所に置くことにつきましては、われ／＼もその必要を非常に感じておるのであります。新しい少年院法が施行に相なりますれば、少年は警察、検察廳に行く前に、少年觀護所というところに参りまして、そこから少年審判を受けまして、そこから保護施設その他へ参ることに相なるのであります。が、少年院法が明年一月一日から実施される予定になつておりますので、それが実施の上は御心配の点が拂拭されると思ひます。

○山本幸一君 ただいまの御説明でわかつたわけでございますけれども、実はこの際お願いを一つ申し上げたいんですが、地元で資材とか、そういう点を十分できるだけ都合するといつておるわけですが、そういう場合にも本年度の計画に入らぬわけですか。

○古橋政府委員 本年度の追加予算に実は大垣市の支所は含んでおりますが、御承知のような事情でたゞいま進行しておりますので、地元で資材その他の御準備をされまして、たゞいま手元の予算をまわしまして、それを建築する費用に充てるというまでには参りかねるのであります。これは来年度の予算に組みまして実現いたしたいと思つております。

○古橋政府委員 少年を特に他の被疑者、容疑者から隔離した場所に置くことにつきましては、われ／＼もその必要を非常に感じておるのであります。新しい少年院法が施行に相なりますれば、少年は警察、検察廳に行く前に、少年觀護所というところに参りまして、そこから少年審判を受けまして、そこから保護施設その他へ参ることに相なるのであります。が、少年院法が明年一月一日から実施される予定になつておりますので、それが実施の上は御心配の点が拂拭されると思ひます。

○古橋政府委員 少年を特に他の被疑者、容疑者から隔離した場所に置くことにつきましては、われ／＼もその必要を非常に感じておるのであります。新しい少年院法が施行に相なりますれば、少年は警察、検察廳に行く前に、少年觀護所というところに参りまして、そこから少年審判を受けまして、そこから保護施設その他へ参ることに相なるのであります。が、少年院法が明年一月一日から実施される予定になつておりますので、それが実施の上は御心配の点が拂拭されると思ひます。

○古橋政府委員 少年を特に他の被疑者、容疑者から隔離した場所に置くことにつきましては、われ／＼もその必要を非常に感じておるのであります。新しい少年院法が施行に相なりますれば、少年は警察、検察廳に行く前に、少年觀護所というところに参りまして、そこから少年審判を受けまして、そこから保護施設その他へ参ることに相なるのであります。が、少年院法が明年一月一日から実施される予定になつておりますので、それが実施の上は御心配の点が拂拭されると思ひます。

○古橋政府委員 少年を特に他の被疑者、容疑者から隔離した場所に置くことにつきましては、われ／＼もその必要を非常に感じておるのであります。新しい少年院法が施行に相なりますれば、少年は警察、検察廳に行く前に、少年觀護所というところに参りまして、そこから少年審判を受けまして、そこから保護施設その他へ参ることに相なるのであります。が、少年院法が明年一月一日から実施される予定になつておりますので、それが実施の上は御心配の点が拂拭されると思ひます。

○古橋政府委員 少年を特に他の被疑者、容疑者から隔離した場所に置くことにつきましては、われ／＼もその必要を非常に感じておるのであります。新しい少年院法が施行に相なりますれば、少年は警察、検察廳に行く前に、少年觀護所というところに参りまして、そこから少年審判を受けまして、そこから保護施設その他へ参ることに相なるのであります。が、少年院法が明年一月一日から実施される予定になつておりますので、それが実施の上は御心配の点が拂拭されると思ひます。

○古橋政府委員 少年を特に他の被疑者、容疑者から隔離した場所に置くことにつきましては、われ／＼もその必要を非常に感じておるのであります。新しい少年院法が施行に相なりますれば、少年は警察、検察廳に行く前に、少年觀護所というところに参りまして、そこから少年審判を受けまして、そこから保護施設その他へ参ることに相なるのであります。が、少年院法が明年一月一日から実施される予定になつておりますので、それが実施の上は御心配の点が拂拭されると思ひます。

○古橋政府委員 少年を特に他の被疑者、容疑者から隔離した場所に置くことにつきましては、われ／＼もその必要を非常に感じておるのであります。新しい少年院法が施行に相なりますれば、少年は警察、検察廳に行く前に、少年觀護所というところに参りまして、そこから少年審判を受けまして、そこから保護施設その他へ参ることに相なるのであります。が、少年院法が明年一月一日から実施される予定になつておりますので、それが実施の上は御心配の点が拂拭されると思ひます。

○古橋政府委員 少年を特に他の被疑者、容疑者から隔離した場所に置くことにつきましては、われ／＼もその必要を非常に感じておるのであります。新しい少年院法が施行に相なりますれば、少年は警察、検察廳に行く前に、少年觀護所というところに参りまして、そこから少年審判を受けまして、そこから保護施設その他へ参ることに相なるのであります。が、少年院法が明年一月一日から実施される予定になつておりますので、それが実施の上は御心配の点が拂拭されると思ひます。

○古橋政府委員 少年を特に他の被疑者、容疑者から隔離した場所に置くことにつきましては、われ／＼もその必要を非常に感じておるのであります。新しい少年院法が施行に相なりますれば、少年は警察、検察廳に行く前に、少年觀護所というところに参りまして、そこから少年審判を受けまして、そこから保護施設その他へ参ることに相なるのであります。が、少年院法が明年一月一日から実施される予定になつておりますので、それが実施の上は御心配の点が拂拭されると思ひます。

○古橋政府委員 少年を特に他の被疑者、容疑者から隔離した場所に置くことにつきましては、われ／＼もその必要を非常に感じておるのであります。新しい少年院法が施行に相なりますれば、少年は警察、検察廳に行く前に、少年觀護所というところに参りまして、そこから少年審判を受けまして、そこから保護施設その他へ参ることに相なるのであります。が、少年院法が明年一月一日から実施される予定になつておりますので、それが実施の上は御心配の点が拂拭されると思ひます。

○古橋政府委員 少年を特に他の被疑者、容疑者から隔離した場所に置くことにつきましては、われ／＼もその必要を非常に感じておるのであります。新しい少年院法が施行に相なりますれば、少年は警察、検察廳に行く前に、少年觀護所というところに参りまして、そこから少年審判を受けまして、そこから保護施設その他へ参ることに相なるのであります。が、少年院法が明年一月一日から実施される予定になつておりますので、それが実施の上は御心配の点が拂拭されると思ひます。

○古橋政府委員 少年を特に他の被疑者、容疑者から隔離した場所に置くことにつきましては、われ／＼もその必要を非常に感じておるのであります。新しい少年院法が施行に相なりますれば、少年は警察、検察廳に行く前に、少年觀護所というところに参りまして、そこから少年審判を受けまして、そこから保護施設その他へ参ることに相なるのであります。が、少年院法が明年一月一日から実施される予定になつておりますので、それが実施の上は御心配の点が拂拭されると思ひます。

○古橋政府委員 少年を特に他の被疑者、容疑者から隔離した場所に置くことにつきましては、われ／＼もその必要を非常に感じておるのであります。新しい少年院法が施行に相なりますれば、少年は警察、検察廳に行く前に、少年觀護所というところに参りまして、そこから少年審判を受けまして、そこから保護施設その他へ参ることに相なるのであります。が、少年院法が明年一月一日から実施される予定になつておりますので、それが実施の上は御心配の点が拂拭されると思ひます。

○古橋政府委員 少年を特に他の被疑者、容疑者から隔離した場所に置くことにつきましては、われ／＼もその必要を非常に感じておるのであります。新しい少年院法が施行に相なりますれば、少年は警察、検察廳に行く前に、少年觀護所というところに参りまして、そこから少年審判を受けまして、そこから保護施設その他へ参ることに相なるのであります。が、少年院法が明年一月一日から実施される予定になつておりますので、それが実施の上は御心配の点が拂拭されると思ひます。

○古橋政府委員 少年を特に他の被疑者、容疑者から隔離した場所に置くことにつきましては、われ／＼もその必要を非常に感じておるのであります。新しい少年院法が施行に相なりますれば、少年は警察、検察廳に行く前に、少年觀護所というところに参りまして、そこから少年審判を受けまして、そこから保護施設その他へ参ることに相なるのであります。が、少年院法が明年一月一日から実施される予定になつておりますので、それが実施の上は御心配の点が拂拭されると思ひます。

○古橋政府委員 少年を特に他の被疑者、容疑者から隔離した場所に置くことにつきましては、われ／＼もその必要を非常に感じておるのであります。新しい少年院法が施行に相なりますれば、少年は警察、検察廳に行く前に、少年觀護所というところに参りまして、そこから少年審判を受けまして、そこから保護施設その他へ参ることに相なるのであります。が、少年院法が明年一月一日から実施される予定になつておりますので、それが実施の上は御心配の点が拂拭されると思ひます。

○古橋政府委員 少年を特に他の被疑者、容疑者から隔離した場所に置くことにつきましては、われ／＼もその必要を非常に感じておるのであります。新しい少年院法が施行に相なりますれば、少年は警察、検察廳に行く前に、少年觀護所というところに参りまして、そこから少年審判を受けまして、そこから保護施設その他へ参ることに相なるのであります。が、少年院法が明年一月一日から実施される予定になつておりますので、それが実施の上は御心配の点が拂拭されると思ひます。

○古橋政府委員 少年を特に他の被疑者、容疑者から隔離した場所に置くことにつきましては、われ／＼もその必要を非常に感じておるのであります。新しい少年院法が施行に相なりますれば、少年は警察、検察廳に行く前に、少年觀護所というところに参りまして、そこから少年審判を受けまして、そこから保護施設その他へ参ることに相なるのであります。が、少年院法が明年一月一日から実施される予定になつておりますので、それが実施の上は御心配の点が拂拭されると思ひます。

とうていこれはやつていけません。な
ぜかといいますと、たとえ地方裁判
所の支部がありましても、支部の方
の被告人を代用刑務所に入れておく
その送り迎えがたいへんなのであり
ます。警察から裁判所までの送り迎
えが、そこで二十人、三十人という
ものが一つがいになりまして、町の中
でや／＼と綱をつけたまま歩くんで
す。これが被告人としては大苦痛であ
る。御承知の通り元は編笠をかぶせ
歩きまわりますが、今は編笠の費用も
ありませんから、編笠をかぶせずに、
つけたまま往來を歩くんですが、二
か三人の巡査がついて歩かせますか
ら、脱走するやつがいる。それはと
ても危険で、裁判所に入るときに、裁
判所の門の前において綱をときまして、
手錠をつけたまま逃げるというのが
なかなか多い。これはもちろん法務
の方にも報告があるであらうですが、
これは現に目撃していることで、被告
の場合にもそういうことがあるんです
から、代用刑務所においてそのままで
置くという事は非常に危険なことだ
とあるし、また少年の方からいうと保
護にならぬし、費用も幾らも負担しな
いということになれば、おそらくは刑
務所の代用刑務所に使われている警察
の方と、法務廳の方と争いが起るよう
なことになるはせんか、そうすると
とんだ法務行政が混乱して、いかん
と實際の仕事ができなくなるという心
配がある。そこでできるだけ早く、予
算予算といわずに、早急にやらなけれ
ばならぬことではないかと思ひますか
ら、法務廳の方々は心をそろえてや
つていただきたいと、これを希望いたし
ます。

○中村(俊)委員 先ほど請願の中に矯
正施設の存置の請願がありました。今
古島議員からもそれに關連して少年法
に對する御意見がありました。私は
非常に少年保護の問題に關心をもちま
して、先般司法委員會から近畿の少年
保護施設の視察を命ぜられまして、大
阪、京都、滋賀、奈良の施設の少年保
護團體、國立の少年院、さらに奈良の
刑務所を視察しまして、その詳細なる
報告は議長のお手元に出しておいた
であります。聞くとところによれば、來
年の四月一日からこの施設の少年保護
團體が全部國家に買収になつて國立に
移るといふことになつておるのであり
ます。その点については、私がその報告
書に書いておること、私のいわゆる
視察の所感として特に重要視いたしま
したのは、設備の点においては國立に
まさるものはありません。ところが矯
化の面におきましては、この施設の保
護團體の指導者のいかによつては、
はるかに國立のそれよりもよい結果を
與えていることを、實際の調査によつ
て知ることができたのであります。結
局設備は國立の方がよいけれども、感
化善導の面において、その指導者の人
格の反映の厚薄からいへば、私設團體
の方がその人格の反映の度合いが濃厚
である。だからこれを設備が悪いから
といつて國家の所有に移してしま
うと、よい民間の指導者がそのまづつ
と長くおられればよいが、やはり官吏
となつて轉勤するとかいうようなこと
で、いかに輪魚の美を競つても内容が
非常に貧弱になるのではないかとい
うことを心配いたしました。その方の意
見をつけ加えておきましたが、何とか
政府においては、もちろん設備はりつ

ばにしてももらはなければなりません
が、一例を上げますと、京都の五條にあ
ります。名前ばかりよつと忘れました
が、この設備は非常に悪いのです。
ところがこの指導者がきわめて熱心
な指導者でありまして、この子供らの
善導のためにはスポーツを通じてする
ことが一番いいということから、少年
野球を奨励をしている。町の中であり
ますから、外の健全なる少年のチーム
とど／＼試合をさせているが、そこ
に忌まはしい問題も起らなければ、差
別的な問題も起らない。ここでは逃走
者はほとんどない。また滋賀縣の安土
の不良少年保護團體は非常に環境もい
いのであります。これも指導者が熱
心であるから逃走者は一人もない。と
ころがしば／＼新聞に報ぜられてい
る大阪の茨木の少年院では逃走者を出
ておる。宇治の少年院もまたしかりで
あります。こうわけで國立も一長一短
があるが、民間にも一長一短がある。こ
の政府はたしてこの民間保護團體をそ
のまま買収して、全部國立としていく
つもりであるか。あるいはこのよしあ
しを検討されて、適當な存置の方法を
講ぜられる意思があるかといふことを
伺いたいと思ひます。

○田中(角)政府委員 答へいたしま
す。ただいまの中村さんの御趣旨は十
分にわかりますが、法務廳設置法の第
十五條によりまして、昭和二十四年三
月三十一日までにこれを全部官公立の
施設に移して、私設の矯正施設は当日
限り廃止しなければならぬという規
定がございますので、この法文がある
以上適用されるわけでありまして、政府
といたしましては、特にただいま御意
見がございましたようなマイナス面を
もたらさないように研究いたしまし
て、御趣旨に沿いたいと思つておりま
す。

○中村(俊)委員 その法律のあること
を私知つておりますがゆゑに心配をい
たしまして、意見を言ひておきまし
たが、政府といたしましてはその法律
を一部改正なすつて、すなわち法務總
裁の許諾を得たものの民間團體はこれ
を存置し、これに對し相當の補助金を
與えてやつていくという御意思がある
かどうか。法律では改正しないけれど
も、實際面においてそういう指導者が
りつばなところは官吏に登用して、こ
れを指導面に使つていく方針があり
かどうかといふ点を伺いたしたのであ
ります。

○古橋政府委員 ただいまの特殊事情
のもとにおきまして、今ただちに御質
問に對してはつきりしたお答えを申上
げることとはできないのであります。政
府としましては、まずこの私設少年保
護施設の優秀なものは、職員も施設も
そのまま國家施設になつていただきま
して、そして私設のときと同様、さ
まにまたそれに予算と施設を付加し
て、大きな力になつて少年保護のため
に活動していただくようにしてもらい
たいと思つておるのでございます。な
おその他の御質問の要點にふれますこ
とにつきましては、いろいろと同法で
老えてはおりますけれども、ただいま
申し上げるようなところまでに立ち至
つておりません。

○中村(俊)委員 次にもう一点私はお
伺ひしたいのですが、それは奈良の少
年刑務所では実に痛ましい姿を見ま
して、刑務所長にも伺つたのですが、
現在ではいかにともしがたいといふこ
とでありましたが、重病患者です。特
にこれは肺病の少年なんです。私はあ
の中で、あの病棟であの悲惨なる少年
の姿を見ましたときに、私は元來この
行刑という面が國家に最も重要ではな
いかといふことを老えて主張して參つ
たものであります。刑務所長の意見
を聞きますと、監獄に入つてきたとき
に、すでに重病患者だといふので
おるような重病患者だといふので
す。われ／＼は死刑以外の犯罪人に対
して、死刑と同じ結果をもたらすよ
うなことを國家が放置しておることは、
重大問題であるといふことを主張して
きました。かつて私は申し上げたと思
ひますが、大阪控訴院管内における死
率よりも滋賀の刑務所の死亡率の方
が高い。一日に一人ずつ死んでおる状
態です。これは戦争直後のことであ
りますから、もちろんだん／＼改善され
ておると思ひます。死刑の宣告を受け
る者はやむを得ませんが、死刑の宣
告を受けるべき者が生命を失ふような
取扱を受けることは、これは人道上の
問題からいへば憲政の道からいへば
も許すべからざることです。いわん
や十六、七の少年が連れて來られたと
きにすでに重い肺病になつて死を待
つばかりだといふ。刑務所長が、お前
さういふ病氣は氣のせいだぞ、しつかり
しろと、こんなお座なりのことしか言
えないのかと思つたら、實際たまたま
かつた。ところがさういふ者は死刑の
宣告を與えられたと同様の子供なんだ
から、どつか病院に入れる手段がない
かと聞いたところ、手続ですか、設備
ですか、その点ははつきり理由がわか
らなかつたんですが、その重病の少年
はもう死んで行く子供なんです。それ

をなせ病棟に入れて置かず、監獄にお入れて置かなければならんか、政府として何らかの処置の方法があるか、これは放置すべきではないと考へます。そういう場合、國立の病院があつて入れられそうなのだと思います。また國家はそういうような重犯罪人である重病人の取扱ひをどういふうにされておるかというのを伺いた

ら、病氣の人が收容されているのに対して厚生施設、並びに適宜な処置がどうなつておるかという御質問でありますが、これは當然法律的にもとり得るものと思ひますし、また當然となければならぬものと考えます。

○田中(角)政府委員 ただいまの御意見に致しましてはまことに御同感でございます。特にこれはその方面から言われなくても、当局といたしましては十分注意をしなければならぬ問題でございますが、この刑務所の施設その他に對しましては、常に予算面から制約を受けておりました。先日は關係方面からもこれに對して強い御示唆がございました。この間もこれに對しては首脳部會議を開きまして、特にこの法案に制約されて本來の使命を失つてはならない。こういう施設の改善その他の方法に對しては、特に新しい観点から一つ早急に案を立てなければならぬというふうなことから、先日来この問題に對して非常に熱意をもつて立案中でございますので、御了承いただきたいと思ひます。なお特にたい

○松本委員 紹介者がおりませんから、私がかわつて申し上げます。本請願の要旨は、下関市富岡製作所は昭和二十二年より山口刑務所に服役中の囚人を作業に使役して來たが、その結果多くのりつばな更生成績をあげることができた。しかるに今般労働省の囚人獄外作業禁止の指示により本作業が不可能になつたが、本製作所のように眞に囚人の更生をはかる目的をもつてする獄外作業は引續き特別に許可されたといふのであります。なお相当詳細に工場経営者の犯罪者更生対策に関する意見や、工場の現況等を記してありますが、省略いたします。以上の趣旨でございます。

○田中(角)政府委員 囚人の獄外作業の特別許可に對する請願についてお答えいたします。本件につきましては行刑中間刑務所といたしまして有用であ

るばかりでなく、過剰拘禁を緩和する一策ともなりますので、当局としては請願の趣旨通り、受刑者を就業させる意向であります。一般失業対策に関連があると思へられますので、請願要旨を労働省へ連絡いたしました。とくと協議いたし、御趣旨に沿いたいと思つております。

○古島委員 私は初耳ですが、労働省は禁止してあるんですか、今の請願には、禁止してあるから請願するということではあります。

○古橋政府委員 禁止というわけではありませんが、原則として囚人が一般私的企業に参加することはやめるようにするというのが、本年の八月ごろの閣議で労働省の提案によつて一應きまつたのであります。その趣旨は職業安定の面から出たはずでございます。私も法務廳といたしましては非常な不便に相なるのでございまして、その節予算その他によりまして施設ができるまで、なるべく実行は厳重にやらぬというふうな申合せになつたはずでございます。ただその後の政府部内の折衝によりまして、労働賃金の基準だけは守るようになつたといふことには協定がなつて、その話合を進めております。

○古島委員 私はまったく法務廳のやり方に大賛成で、現に東京の近辺では、豊多摘刑務所の方から奥秩父へ行つて炭を焼かせている。これは非常にいい成績を上げておられて、まきをこしらへ炭をこしらへておられますが、その環境が非常にいい。山間の山紫水明の地で、そこに囚人がいつて操業を

しておるために、その人たちは健康上にもいいし、また逃走する者はさらない。そこで少くとも三分の二ぐらゐを勤めれば、たいがい仮出獄ができるという情勢を聞いておる。しかも相当賃金をもらつておられますから帰るのにも苦しまない。帰る旅費が原因で再犯が多いのであります。この囚人だけは出て參るときに相當の金を握つて出ますから、逃走する者がないし帰り道に悪いことをする者もない。この実状を見たときに、法務廳が囚人を使ひのほまことによいことではあります。土工方面は失敗しておるやうに聞いております。先般群馬縣に參りましたら、ぼどうも安な積物を積めたまま土工に使つておる。ほかの土工はこれと一緒にならぬ。子供が見て、あれは懲役人だといふので侮辱する。そこで逃走するやうな者もあるし、なまける者も出てくるというが、これは使ひ方が悪いんで、ほうとうに行刑局の方で、この仕事ならという見込みをもつてやらせれば失敗に終るものではない。ほんとに法務廳のやり方が一番いいと思つております。どうかもしも労働省が文句を言うようならば、法務廳は一段と勇氣を振つて今日のまま継続してやつてもらいたいと思つております。

○田中(角)政府委員 囚人の獄外作業の特別許可に對する請願についてお答えいたします。本件につきましては行刑中間刑務所といたしまして有用であ

○古島委員 私はまったく法務廳のやり方に大賛成で、現に東京の近辺では、豊多摘刑務所の方から奥秩父へ行つて炭を焼かせている。これは非常にいい成績を上げておられて、まきをこしらへ炭をこしらへておられますが、その環境が非常にいい。山間の山紫水明の地で、そこに囚人がいつて操業を

○田中(角)政府委員 囚人の獄外作業の特別許可に對する請願についてお答えいたします。本件につきましては行刑中間刑務所といたしまして有用であ

○古島委員 私はまったく法務廳のやり方に大賛成で、現に東京の近辺では、豊多摘刑務所の方から奥秩父へ行つて炭を焼かせている。これは非常にいい成績を上げておられて、まきをこしらへ炭をこしらへておられますが、その環境が非常にいい。山間の山紫水明の地で、そこに囚人がいつて操業を

○田中(角)政府委員 囚人の獄外作業の特別許可に對する請願についてお答えいたします。本件につきましては行刑中間刑務所といたしまして有用であ

○古島委員 私はまったく法務廳のやり方に大賛成で、現に東京の近辺では、豊多摘刑務所の方から奥秩父へ行つて炭を焼かせている。これは非常にいい成績を上げておられて、まきをこしらへ炭をこしらへておられますが、その環境が非常にいい。山間の山紫水明の地で、そこに囚人がいつて操業を

○田中(角)政府委員 囚人の獄外作業の特別許可に對する請願についてお答えいたします。本件につきましては行刑中間刑務所といたしまして有用であ

○古島委員 私はまったく法務廳のやり方に大賛成で、現に東京の近辺では、豊多摘刑務所の方から奥秩父へ行つて炭を焼かせている。これは非常にいい成績を上げておられて、まきをこしらへ炭をこしらへておられますが、その環境が非常にいい。山間の山紫水明の地で、そこに囚人がいつて操業を

○田中(角)政府委員 囚人の獄外作業の特別許可に對する請願についてお答えいたします。本件につきましては行刑中間刑務所といたしまして有用であ

○古島委員 私はまったく法務廳のやり方に大賛成で、現に東京の近辺では、豊多摘刑務所の方から奥秩父へ行つて炭を焼かせている。これは非常にいい成績を上げておられて、まきをこしらへ炭をこしらへておられますが、その環境が非常にいい。山間の山紫水明の地で、そこに囚人がいつて操業を

○田中(角)政府委員 囚人の獄外作業の特別許可に對する請願についてお答えいたします。本件につきましては行刑中間刑務所といたしまして有用であ

○古島委員 私はまったく法務廳のやり方に大賛成で、現に東京の近辺では、豊多摘刑務所の方から奥秩父へ行つて炭を焼かせている。これは非常にいい成績を上げておられて、まきをこしらへ炭をこしらへておられますが、その環境が非常にいい。山間の山紫水明の地で、そこに囚人がいつて操業を

○田中(角)政府委員 囚人の獄外作業の特別許可に對する請願についてお答えいたします。本件につきましては行刑中間刑務所といたしまして有用であ

○古島委員 私はまったく法務廳のやり方に大賛成で、現に東京の近辺では、豊多摘刑務所の方から奥秩父へ行つて炭を焼かせている。これは非常にいい成績を上げておられて、まきをこしらへ炭をこしらへておられますが、その環境が非常にいい。山間の山紫水明の地で、そこに囚人がいつて操業を

○田中(角)政府委員 囚人の獄外作業の特別許可に對する請願についてお答えいたします。本件につきましては行刑中間刑務所といたしまして有用であ

○古島委員 私はまったく法務廳のやり方に大賛成で、現に東京の近辺では、豊多摘刑務所の方から奥秩父へ行つて炭を焼かせている。これは非常にいい成績を上げておられて、まきをこしらへ炭をこしらへておられますが、その環境が非常にいい。山間の山紫水明の地で、そこに囚人がいつて操業を

○田中(角)政府委員 囚人の獄外作業の特別許可に對する請願についてお答えいたします。本件につきましては行刑中間刑務所といたしまして有用であ

○古島委員 私はまったく法務廳のやり方に大賛成で、現に東京の近辺では、豊多摘刑務所の方から奥秩父へ行つて炭を焼かせている。これは非常にいい成績を上げておられて、まきをこしらへ炭をこしらへておられますが、その環境が非常にいい。山間の山紫水明の地で、そこに囚人がいつて操業を

○田中(角)政府委員 囚人の獄外作業の特別許可に對する請願についてお答えいたします。本件につきましては行刑中間刑務所といたしまして有用であ

○古島委員 私はまったく法務廳のやり方に大賛成で、現に東京の近辺では、豊多摘刑務所の方から奥秩父へ行つて炭を焼かせている。これは非常にいい成績を上げておられて、まきをこしらへ炭をこしらへておられますが、その環境が非常にいい。山間の山紫水明の地で、そこに囚人がいつて操業を

○田中(角)政府委員 囚人の獄外作業の特別許可に對する請願についてお答えいたします。本件につきましては行刑中間刑務所といたしまして有用であ

○古島委員 私はまったく法務廳のやり方に大賛成で、現に東京の近辺では、豊多摘刑務所の方から奥秩父へ行つて炭を焼かせている。これは非常にいい成績を上げておられて、まきをこしらへ炭をこしらへておられますが、その環境が非常にいい。山間の山紫水明の地で、そこに囚人がいつて操業を

○田中(角)政府委員 囚人の獄外作業の特別許可に對する請願についてお答えいたします。本件につきましては行刑中間刑務所といたしまして有用であ

○古島委員 私はまったく法務廳のやり方に大賛成で、現に東京の近辺では、豊多摘刑務所の方から奥秩父へ行つて炭を焼かせている。これは非常にいい成績を上げておられて、まきをこしらへ炭をこしらへておられますが、その環境が非常にいい。山間の山紫水明の地で、そこに囚人がいつて操業を

○田中(角)政府委員 囚人の獄外作業の特別許可に對する請願についてお答えいたします。本件につきましては行刑中間刑務所といたしまして有用であ

○古島委員 私はまったく法務廳のやり方に大賛成で、現に東京の近辺では、豊多摘刑務所の方から奥秩父へ行つて炭を焼かせている。これは非常にいい成績を上げておられて、まきをこしらへ炭をこしらへておられますが、その環境が非常にいい。山間の山紫水明の地で、そこに囚人がいつて操業を

○田中(角)政府委員 囚人の獄外作業の特別許可に對する請願についてお答えいたします。本件につきましては行刑中間刑務所といたしまして有用であ

○古島委員 私はまったく法務廳のやり方に大賛成で、現に東京の近辺では、豊多摘刑務所の方から奥秩父へ行つて炭を焼かせている。これは非常にいい成績を上げておられて、まきをこしらへ炭をこしらへておられますが、その環境が非常にいい。山間の山紫水明の地で、そこに囚人がいつて操業を

○田中(角)政府委員 囚人の獄外作業の特別許可に對する請願についてお答えいたします。本件につきましては行刑中間刑務所といたしまして有用であ

○古島委員 私はまったく法務廳のやり方に大賛成で、現に東京の近辺では、豊多摘刑務所の方から奥秩父へ行つて炭を焼かせている。これは非常にいい成績を上げておられて、まきをこしらへ炭をこしらへておられますが、その環境が非常にいい。山間の山紫水明の地で、そこに囚人がいつて操業を

○田中(角)政府委員 囚人の獄外作業の特別許可に對する請願についてお答えいたします。本件につきましては行刑中間刑務所といたしまして有用であ

○古島委員 私はまったく法務廳のやり方に大賛成で、現に東京の近辺では、豊多摘刑務所の方から奥秩父へ行つて炭を焼かせている。これは非常にいい成績を上げておられて、まきをこしらへ炭をこしらへておられますが、その環境が非常にいい。山間の山紫水明の地で、そこに囚人がいつて操業を

○田中(角)政府委員 囚人の獄外作業の特別許可に對する請願についてお答えいたします。本件につきましては行刑中間刑務所といたしまして有用であ

○古島委員 私はまったく法務廳のやり方に大賛成で、現に東京の近辺では、豊多摘刑務所の方から奥秩父へ行つて炭を焼かせている。これは非常にいい成績を上げておられて、まきをこしらへ炭をこしらへておられますが、その環境が非常にいい。山間の山紫水明の地で、そこに囚人がいつて操業を

○田中(角)政府委員 囚人の獄外作業の特別許可に對する請願についてお答えいたします。本件につきましては行刑中間刑務所といたしまして有用であ

○古島委員 私はまったく法務廳のやり方に大賛成で、現に東京の近辺では、豊多摘刑務所の方から奥秩父へ行つて炭を焼かせている。これは非常にいい成績を上げておられて、まきをこしらへ炭をこしらへておられますが、その環境が非常にいい。山間の山紫水明の地で、そこに囚人がいつて操業を

○田中(角)政府委員 囚人の獄外作業の特別許可に對する請願についてお答えいたします。本件につきましては行刑中間刑務所といたしまして有用であ

○古島委員 私はまったく法務廳のやり方に大賛成で、現に東京の近辺では、豊多摘刑務所の方から奥秩父へ行つて炭を焼かせている。これは非常にいい成績を上げておられて、まきをこしらへ炭をこしらへておられますが、その環境が非常にいい。山間の山紫水明の地で、そこに囚人がいつて操業を

○鍛冶委員長代理 次に日程第一、吉原市に刑務所支所設置の請願、文書表第五八九号を議題といたします。紹介者より御説明を願います。

○猪俣委員 紹介者が不在でありますので、私がかわつて申し上げます。本請願の要旨は、警察署の留置場は保護を要する者、被疑事件取調べ中の者を一時的に留置して置くものであるにかはらず、当地吉原警察署留置場は静謐刑務所の代用として、一般未決囚とともに留置してありまして、現在そのために生ずる種々の弊害は看過するを得ない状態でありまして、特に青少年の犯罪防遏について、刑罰に各種のくふりやむを得ないとき、收容能力の点よりやむを得ないとしても、悪質前科者を青少年を同所せしめざるを得ない現状は、その影響するところはかり知れないものであるであります。

私ども司法保護の任にある者は、その聖職であることを自覚し、日夜防犯と犯罪者の更生に心を砕いておりますが、未決囚と被疑者とを同一場所に留置している状態で、私どもの千日の努力も一夜にしてむだになつていゝるありさまであります。聞くところによれば、当地代用刑務所の制度は、大正の初期、縣下掛川、下田地方と同時に定められたものでありますが、静岡縣下東部の新興工業都市として興隆発展しつつある今日、吉原市は東海道鐵道沿線から離れた僻たる寒村を集めたものに過ぎなかつた当時の吉原町とは比較にならないのでありまして、現在不良青少年の跋扈、諸種犯罪の発生、検査等、掛川、下田地方とは各段の相違があり、時代の變遷は特にこの種の設備について放置するを得ない状態に立

ち至らしめていゝるのであります。当地關係當局もその必要であることを十分認めており、各種場合の際には必ず話題に上つていゝることであり、その対策につき種々計画してゐる様子ではあります。今日に至るも何ら具體的の設置が講ぜられていないため、集團逃走、通謀、証憑滅失等の事故が発生し、眞実の罪を逃し、弱年の初犯者を救うべからざるに至らしめております。何とぞ私どもの意中をおくみの上、至急当地方に刑務支所を設置していただけますよう特に配慮を得たく、司法保護委員一同連署をもつて請願いたす次第であります。

○鍛冶委員長代理 この際政府より御意見があれば伺ひたいと思ひます。

○田中委員 政府委員 お答えいたします。御趣旨は十分了解いたしますが、本件につきましても國家財政の面に制約をせられておる現在といたしまして、早急なる實現は困難な状態でありまゝするが、なるべく御要望の御趣旨に沿ひたいと思つておる次第でございます。

○鍛冶委員長代理 ほかには御意見なり御質疑はありますか、——ございませんでしたら、本件についての審査は一應終了しました。なお盡さない点がありまして、適当な時期に取上げることにいたします。

○鍛冶委員長代理 次に日程第二、司法檢察の淨化に関する請願。文書表第六七〇号を議題といたします。紹介者より説明を願います。

○松本委員 紹介者が不在ですから、私がかわつて申し上げます。日程第一

二の要旨は、昭電疑獄、石炭國營、商工省組織事件等、相次いで白日のもとにさらされる政財官、各界にわたる一大汚職事件に対し、瀟灑の憤りを禁じ得ざる者は一人としてない。檢察當局に深き信頼を寄せ、その徹底的なる別快のメスの振はれんことを期待するのほひとり吾人のみでなく、もはや國民的感情というも過言ではないであらうしかるに昭電疑獄摘発の端緒において、一部に司法檢察當局の威信を失墜するやうに推断せられる事実が風聞に上り、さらに静岡のするめ事件における天野判事、次いで次に記述せんとする一事実等は、明らかに司法檢察當局の一部に必らずしも健在ならざる側面の存在することを暗示してゐるものと老えられる。以上の風聞並びに事實に基き、ここに司法檢察の淨化に関する請願を提出する。

次に請願の理由は、茨城縣北相馬郡小絹村大字新宿七四四、小菅忠義氏は、遠縁にあたる同村野本三郎氏所有地の賃借地において牧畜を営み、スアイ山羊約五十頭を飼育中なりしが、野本氏と不仲の間柄となりたる後、しばしば牧畜の柵が破毀され、あまつさへ山羊が多き日は四、五頭死するに及び、かねて疑念の念をもちつたところ、昭和二十年三月下旬の某日、はからず野本氏の牛馬により右牧舎の山羊一頭が撲殺せられたる事實を、野本氏の孫娘が現認したりとの証言、同駐在所巡査鈴木平造氏及び小絹村尋常小学校児童数名の証言するところにより、同事実は一点の疑いをいれざるものとして確認するに至つた。よつて小菅氏は野本氏に対して右の事實を述べ、これが損害の賠償を請

求し、かつ將來を戒めたと、野本氏は右事實を否認した。かくて示談の余地なきに至り、小菅氏は獸醫により右殺山羊の診斷書を作製の上、昭和二十年三月下旬、右事實に基き龍ヶ崎區裁判所檢察局に野本氏を告訴したところ、龍ヶ崎檢察局は小菅氏の証言を求めず不起訴処分を付した。これに不服の小菅氏は昭和二十年一月上旬水戸地方裁判所檢察局に抗告したところ、係大久保檢察官は証人の呼出しを求めず、原処分相当との裁断をくだした。そこで小菅氏はさらに昭和二十二年八月九日東京高等檢察廳に抗告せしところ、高檢より係大月和男檢察官が現地調査のため水海道警察署に來署した。高檢大月檢察官は同署取調室において、野本氏より提供、司法主任を通じ弁當代百円を收受せる事實、また同署司法主任は野本氏を敬称をもつて呼ぶに反し、小菅氏をおいと呼びし事實等、明らかに野本氏、水海道警察署司法主任、高檢大月檢察官に何らかの默契の成立を物語るものと推測せられる。かかる取調の結果、大月檢察官は調査作成せず、東京高檢は該事件に対し抗告棄却の処分をなした。この裁定の後、大月檢察官は野本の委任を受けたりと称し、小菅忠義氏に示談を申込んだのであるが、この示談交渉の過程において、仲裁証人小菅新平は、大月檢察官より、同檢察官がさきに水海道警察署司法主任より弁當代として百円受領せることを聴取した。右示談は不調に終り、遂に小菅氏は昭和二十二年十二月廿日、東京最高檢察廳に再々抗告をなした。該事件につき係龍尾檢察官は、右事件は昭和二十三年再抗告第四号毀棄事件と決定し、最高檢察廳は該事件に

對し、再抗告棄却の裁定を下した。右事件において、小菅氏所有山羊が野本氏の使喚に基き、同氏三男によつて撲殺せられたことは、既述のごとく幾多の証人により明白たる事實であり、小菅氏告訴の成立はほとんど常識的事項に属するといわねばならぬ。しかるに奇怪にも下級檢察廳より最上級檢察廳に至るまで、原告の告訴理由不成立の不法裁定に終つたことは、右裁定の過程において不正事實の介在せることを暗々裡に物語るものと断定せざるを得ないのである。敗戦以來國民はあてどなき虚無の虚無の中から、前途の曙光をみづめて憂愁に満ちた足取りを運びつつある。かかる現実に背目するとき、これらの國民に對してたれか人生への希望と勇氣の把持をいねがわざるものがあろう。しかして日本國民に希望と勇氣を招來せしめる最低限の條件を満たすものは、ほかでもない。法の神聖保持と司法檢察の威信を失墜せしめざることである。これが本請願を提出する理由である。以上の趣旨でございます。

○鍛冶委員長代理 この際政府より御意見があれば伺ひたいと思ひます。

○田中委員 政府委員 お答えいたします。御請願の趣旨は十分了解いたしました。檢察當局といたしましては、犯罪の処理に當りましては、常に嚴正公平なる立場を維持いたしまして、營々不正の糾弾に努めて参つておるのであります。いゝわんや権力または私情等によりまして立場を曲げるようなことがなかつたことを確信いたしておりますが、その執務の内容につきまして、かりそめにも國民から疑惑の目をもつて見られることがありますれば、檢察の

七

威信の保持上きわめて遺憾なことである。十分これを調査いたしたいと思うのであります。眞に國民より信頼される檢察の確立に努める方針でもあります。お指摘の点につきましても、慎重に調査を遂げまして、すみやかにその真相を明らかにしたいと思つております。以上をもつて御承をいただきます。以上をもちて御承をいただきます。以上をもちて御承をいただきます。

○鑑査委員長代 ほか御意見なり御質疑なりございせんか——ございせんでしたら、本件についての審査は一應終りました。盡さない点は適當な時期に取上げることにいたします。それでは休憩いたします。

午後一時休憩

〔以下連記〕

午後二時二十分開議
○鑑査委員長代 休憩前に引続き會議を開きます。

日程第一〇、住居法の制定並びに戸籍事務関係運営法制定の諸願、文書表第五五七号、紹介議員の説明を願います。林百郎君。

○林百郎君 本諸願の趣旨並びに理由を申し上げます。この住居法は次の三つの項目に最も重要な義を有しております。

その一つは、各個人の住居が容易に明確に把握できることで、これはその住居が公民権や私権の権利義務を行使、遂行の所在として國家、個人に欠くべからざるものであることは當然のことです。また公的に私的に公権によつて、住居を登録し、させることは國家及び地方公共團體の行政運営上、実務上大きな利益を得ることにもなります。

その二つは、本法の利用價值であり、これを行政運営面より、また個人の生活面より検討してみますと、まず行政面で公権と實際の個人住居が一致して一貫したものとなり、従つて人口調査、配給台帳、選挙人名簿等の調査や帳簿の作製等、その他重要な行政面に正確さと簡便さを與える。これが個人生活の面においては行政手續上の諸勞がなくなり、行政、公簿、生活の民主的一貫性が確立され、後述の寄留法と比較して常に生きた法律となる。

その三つは、右記の諸事項を具體的に解明して、本法制定の趣旨と理由を強調したいと思ひます。現在個人の身分關係の登録である戸籍法は完備しているが、しかし住居に對して立法的なものといへば寄留法があるのみで、しかもこの寄留法は四開の諸事情の變化とともに多くの欠陥が生れ、現行法では利用價值のいかに疑問となつて來た。その一例として、九十日以上本籍外において一定の住所又は居所において、居住するを目的として定めたるもの云々と、これは本籍以外に居住する者で、九十日以上一定の場所に居住する目的をもつた者でなければ適用されない等、さらに運営面で、現行法に關することを戸籍事務と同様に監督しなければならぬのに、これも万全を期す状態になつていない。これは寄留法が利用價值に欠けていることを証明するものと思ひます。また現在の市町村における寄留事務体系では、本籍外に居住している者の把握に困難があり、またあえてこれを調査しても、時に大きな生じて正確性が失われてしまふ。これは換言すれば特別

な調査のほかには、現在の戸籍法、寄留法では個人の居住状態は不明の点が多いといふことになり、また實際さうであると言へるのです。このようなことは官公署の住居場所の照会にも支障を來し、行政事務一般、機構一般の運営等に重大な影響を與へざるを得ないのです。

以上の事實に基いて、別記のごとく法文化した住居法試案が制定された場合は、國家、地方行政と國民各個人の生活を一貫的に結び、複雑な事務系統を整理と方向づけ、國家立法の民主化を國民と結びつける重要な有用な法律となることを信じます。

次に戸籍事務關係運営法の制定に關する諸願事項を申し上げます。

一、戸籍事務並びに同吏員の特殊性の強調、戸籍事務は市区町村に對して、事務を國家が委任したものであつて、これに携わる吏員もまた職階的に他の吏員とその趣を異にするものであります。また実務上においても、戸籍事務の特殊性はまつたく他の比ではありませぬ。すなわち委任された戸籍事務は個人の身分に關する公証録であつて、民法の親族編の手續法である複雑多面的な戸籍法及びこれに關連付随した事務取扱等はきわめて重要であるゆゑに、當然その職に當る者に法律的知識を必要とし、従つて絶えざる努力と研究がなければなりません。ここに司法行政事務の一つである戸籍關係事務が、他の一般行政事務と異なり、自由裁斷の許れない意義があります。

二は、戸籍關係事務の全國を通じて一貫性でなければならぬ点及び当該吏員の地位身分の問題であります。戸籍事務はその性質上から國家司法行政事務であることは理論の余地がありませんが、實際運営上の具體的な事務では、地方によりしばしば取扱ひその他が異なり、國家地方行政面並びに個人の身分に重大な支障を來す例もあつて、この原因としては、戸籍關係事務の全國的不統一、人員、知識の不備等があるといへども、さしたつて現實の問題として吏員の身分地位の低下、ひいては該事務の過重がその主要原因と言ひ得るのです。この原因の排除、地方自治公共團體に委任された戸籍關係事務の整備確立のため、その要点を列挙いたします。

第一は、戸籍事務關係の經費の國庫補助であります。戸籍關係事務は法令で國家が市町村に委任した事務であるところからして、これに要する經費は國家で負擔し、市町村に對して補助することでありませぬ。

二は、戸籍吏員の身分保証と地位の安全確保であります。司法行政事務の一つであるから他の一般行政と異なり、事務の性質上担当吏員の職務から見て、吏員の身分保証と地位の安全を期し、市町村長限りでみだりな任免、異動等を行わぬようにすることとし、それに相當する身分の保障と地位の安全とを與へて、能率をあげて國民のため便宜をはかるようにし、親切丁寧にしてこれが貢獻するようにすることでありませぬ。

三は、戸籍に關連せる事務の統合であります。戸籍事務に關連せる事務は、

その性質上また事務の處理上から、能率的に運営を期する点からして、國民ひとしく適用される人に關する事項、また直接これに關連した事務は、これを統合することでありませぬ。これが行政の簡素化と円滑、迅速、確實な運営が得るようになり、國民に對しても經費と諸勞と時間を軽減させることになると思ひます。

四は、戸籍關係事務の機構の獨立組織といふことでありませぬ。右三項の特殊性、事由によつてこれが運営上、組織については地方自治行政機構の面において、その獨立性を認めることが、職階的に、また行政の本旨に沿うことになると思ひます。

なおここに國家司法行政と地方自治行政の關連を明記し、前者の獨自性を主張したいと思ひます。普通一般、地方自治行政は、地方自治法に基いて運営されてゐるのでありまして、それぞれ地方自治法によつて多少異なつてゐるところもあつて、これに反し戸籍事務關係は、國民生活の基礎として全國一般に一貫して運用される通法で、當然地方ごとに異なるべき性質のものではありません。

地方公共團體の行政はこの運営及び組織を定めた地方自治法に従ひ、この中にある戸籍關係事務は戸籍法及びその他のこれを定めた法令によつて執行されるのであります。この要點に示された事項については、運営上司法行政事務の一貫性が完全にでき得ない結果にもなるように、にまで及んで來やしないかと思ひます。

ここできわめて重要な地位を占めるべき戸籍關係事務は前述の趣旨の要點を実施するために、地方自治法と並ん

で、國家司法行政の市町村に委任され、この種の事務の運営に關する法律を定め、戸籍關係事務の主体性を確立しなければならぬところであると考へます。

以上請願の趣旨を申し上げまして、政府の御所見を伺います。

○田中(角)政府委員 御答弁申し上げます。まず住居法の制定についてお答えいたします。現行寄留制度が、國內の住民全部をその居住地において正確に把握するのに不適当であつて、その利用價值に乏しく、たとへば選挙、生活必需物資配給その他重要な行政施策実施のための各種人名簿及び台帳の調製にあつては、その目的に應じて二重、三重に労力と経費を費して住民調査が行われなければならない実情にあることは、まことに遺憾と存する次第であります。この実情にかんがみまして、政府といたしましては現行寄留法を廃止し、簡易迅速かつ正確に住民調査を行うための公の証明力を持つた基礎資料設定のための住民登録の制度を確立し、これによつて労力と経費の節約をはかり、あわせて行政事務の円滑な運営に資することができるような構想のもとに、住民登録に關する新しい法律案を次期國會に提出する予定で、目下急速にその準備を進めているのであります。御請願の趣旨は近く實現を見ることができると存じます。なお、その構想は現在のところ大休御請願と同じ線に沿うものであります。

次に戸籍事務關係運営法の制定についてお答えいたします。戸籍事務は國の行政事務であります。他の行政事務と異なつて、専門的法律知識と技術とを必要とし、かつ全國を通じて統一に運営されなければならないことは申すまでもないことであります。この事務は市町村長に委任されているのでありますが、これに要する経費は從來すべて地方財政によつてまかなわれていたものであります。この経費の全部または一部を國が負担すること、優秀な戸籍担当職員を長くその地位に安んぜしめるようにし、十分關係法規等の研究の余裕を與え、もつてその地位と素質の向上をはかること、及び戸籍に關する事務の全國的統合をはかることが必要なのは、まことに請願の御趣旨の通りであります。政府といたしまして、終戦後は特にこの線に沿つて努力いたしているものであります。今後さらに一歩々々この方向に前進を続ける覚悟であります。すなわち経費負担の点につきましては、本年度初めに戸籍事務職員増加に要する経費として、地方一般財源を若干増額すること、地方財政制度の改正に伴つて認められたのであります。法務廳といたしましては、でき得れば來年度から戸籍事務に要する経費の全部または一部を、何らかの形式により國庫が負担するような予算措置を講じたいと努力いたしております。また戸籍事務職員の地位の安定の点につきましては、これら職員の任免異動等はなるべく司法事務局の了解のもとに行われるよう、各司法事務局から市町村に対し協議いたさせる方針をとつております。また戸籍事務の全國統合につきましても、戸籍事務の指導という点をも考慮いたしまして、從來行つております現地指導、参考書配布等をさらに強化するとともに、講習會の開催、今秋結成を見ました全國連合戸籍事務協議會の

積極的援助等の方法により、十分その効果をあげたいと存じております。戸籍關係事務機構の他の地方自治行政機構に対する独立性をどの程度認めるかという点につきましても、右にあげました諸点をさらに推進させるため、立法的措置を講ずる必要があるかどうかという点とともに、御提出の戸籍關係運営法試案をも参考といたしまして、今後十分研究いたしたいと存じております。

○林百郎君 今政府委員の方から非常に御鄭重な御答弁を得まして、非常に私感謝している次第であります。実は本人は地方の一市役所の戸籍係として、十数年間事務で苦勞した者であり、非常にまじめな青年でありまして、おそらく本日政府委員の御回答を傳えたならば感激にむせんで感激すると思ふのであります。どうか政府もこの趣旨をなるべくすみやかに實現されるよう、御努力くださいますことをお願いいたします。

○田中(角)政府委員 了承いたしました。

○鐵治委員長代理 委員諸君の御意見なり御質疑はありませんか——それでは本件についての審査は一應終了いたしました。なお盡さない点はあるとで取上げることにいたします。請願の審査はこれにて終了いたしました。

○鐵治委員長代理 それでは委員會における請願の取扱いを決定いたしたいと存じます。

○猪俣委員 本日審査いたしました本委員會付託の請願は、いずれもその趣旨もつとも考えられますから、議院の會議に付しまして、なお採択の上は、

内閣に送付せられんことを望みます。

○鐵治委員長代理 猪俣君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鐵治委員長代理 御異議なしと認めます。それでは動議のごとく決しました。なお請願の委員會報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願いたしと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鐵治委員長代理 御異議なしと認めて、さよう決定いたします。

○鐵治委員長代理 これより陳情書の審査に入ります。陳情書の審査は、請願の審査に進んで行きたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鐵治委員長代理 御異議なしと認め、それでは日程第一、倉敷簡易裁判所昇格等の陳情書外一件、文書表第一三三三号、さらに第七、倉敷簡易裁判所昇格等の陳情書、文書表第三六四号、右兩案を一括議題といたします。専門員より説明を願います。

○村専門員 倉敷簡易裁判所昇格等の陳情書に關して、倉敷市は備中南部における商工、文化、交通の中心地であり、その司法關係は岡山裁判所五島支部に屬するため、地元民の不便はなほ大でありますから、倉敷簡易裁判所並びに倉敷区檢察廳を、岡山地方裁判所倉敷支部、岡山地方檢察廳倉敷支部に昇格するとともに、新たに岡山刑務所支部を設置されたい。これが第一の案であります。

次に第七につきましても陳情書の趣旨は同様でありまして、要するに倉敷簡易裁判所昇格につきまして、前と同じような陳情の趣旨が述べられております。

○鐵治委員長代理 これに対し政府より御意見があれば伺いたいと存じます。

○田中(角)政府委員 ただいま専門員よりお述べになりました、倉敷市に岡山地方裁判所支部及び同地方檢察廳支部並びに岡山刑務所支部設置方陳情の御趣旨は一應ごもつとに存するのであります。政府といたしまして御不便の事情はよく承知いたしておりますが、裁判所支部の設置は、御承知の通り最高裁判所の権限に屬しておりますので、最高裁判所によく御趣旨を傳達いたしまして、何分の考慮を願うことにはいたしたいと思ひます。なお地方檢察廳支部及び刑務所支部設置につきましては、地方裁判所支部が設置されるようになれば、政府において十分考慮をいたしたいと存じますから、さよう御了承の上、この上何分の御援助をお願いいたしたのであります。以上をもつてお答えにかゝる次第であります。

○鐵治委員長代理 ほかに御意見なり御質疑はございませんか。——それでは本件についての審査は一應終了いたしました。なお足りない点があれば、適當な機会に取上げることにいたします。

○鐵治委員長代理 第二、戸籍事務費全國國庫負担の陳情書、文書表第二九三三号、専門員の説明を願います。

○村専門員 戸籍法の改正による戸籍事務はますます激増しておりますが、地方財政の窮乏のためこれら職員のに

遇は悪く、かつ人件費、郵税等に多大の負担を加えているから、この重要な公証事務遂行の円滑敏速なる整備をはかるために、戸籍事務に關する人件費及び物件費を全額國庫で負担されたい。陳情者は宮城縣戸籍事務協議會長岡崎榮松氏であります。

○鐵治委員長代理 これに対する政府の御意見があれば伺います。

○田中(角)政府委員 御答弁申し上げ

ます。國の重要な行政事務であります。戸籍事務が市町村長に委任せられ、これに要する経費が市町村の全額負担とされておりました理由は、この事務が市町村に密接な關係がございましたことと、市町村の財政も比較的余裕があつたこと等によるものと考へるものであります。しかし戸籍事務量の増大及び地方財政の現状等にかんがみましますと、これを現状のままに放置しておきますことは、戸籍事務の運営に支障を來すおそれがありますことは明らかでありまして、政府といたしましては、國家事務たる戸籍事務の経費は、全部または一部を國庫が負担いたしますことが、戸籍事務遂行上ぜひとも必要と考へられておりますので、この方向に向つて努力をいたしております。すなわち本年度におきましては、地方財政制度の改革に伴ひまして、戸籍事務と担当者増加に要する経費といたしまして、若干の一般財源の増額が認められたのであります。さらに法務廳といたしましては、戸籍事務の経費は少くともその一部を國庫が負担いたしますような予算的措置をとりたいと、着々準備を進めておる次第でございます。

○鐵治委員長代理 はかに御意見なり

御質疑はございませんか。——ございませんでしたら、本件についての審査は一應終りました。なお足らぬ点があれば、適當の機会に取上げることにいたします。

○鐵治委員長代理 次いで第三、出雲市に松江刑務所支所設置の陳情書、文書表第三〇二号を議題といたします。

○村中(角)政府委員 現在出雲市にある

松江刑務所は、警察制度改革に伴ひ松江、安濃、瀬原及び出雲市を含む一市三郡の留置場並びに代用刑務所として使用しているが、犯罪が増大している現今、これが留置所ではないかと考へてもできず、治安維持に及ぼす影響は大であるから、代用刑務所にかわる新しい施設として、出雲市に松江刑務所支所を設置されたい。陳情者は出雲市長森山善樹外一各であります。

○鐵治委員長 本件に關し、政府より

御意見があれば伺いたいと思ひます。

○田中(角)政府委員 ただいまの議題

に対して政府の意見をお答えいたします。出雲市に松江刑務所支所設置の陳情に關しましては、當局といたしましてもその必要性を認めまして、昭和二十四年度予算に計上いたしました。その実現をはかつております。以上御答弁申し上げます。

○鐵治委員長代理 はかに御意見なり

御質疑はございませんか。——ございませんでしたら一應審査を終りました。なお不足の点があれば、適當の機会に承ることにいたします。

○鐵治委員長代理 次いで第四、民法

の一部改正に關する陳情書、文書表第三一六号を議題といたします。専門員

の説明をお願いします。

○村中(角)政府委員 民法第三九條但書に規定されている雇人給料の先取特権の金額は、現在の經濟事情に適合せず、雇人の生活を擁護せんとする本條の精神に反するから、すみやかに同條の但書を削除されたい。陳情者は北海道及び東北六縣地方労働委員會協議會長宮城晋五郎氏であります。

○鐵治委員長代理 本件に關し、政府

の御意見があれば承りたいと思ひま

す。○田中(角)政府委員 政府の意見を申し上げます。民法第三九條但書の金額が現在の經濟事情に鑑みまして低きに過ぎる。雇人に対して法の実を十分にあげ得ないことは明らかであります。なお現下の經濟状態から見まして、他にも改正を適當と考へる規定もあると思われまします。これらを考慮に入れまして、近く何らか適當の処置を講じたいと存じております。

○鐵治委員長代理 はかに御意見なり

御質疑はございませんか。——ござい

ませんでしたら、一應これを終了いた

しまして、なおあれば適當の機会に承

ることにいたします。

○鐵治委員長代理 次いで第五、代用監獄廃止の陳情書、文書表第三三七号を議題にいたします。専門員の説明を求めます。

○村中(角)政府委員 今回裁判所法により簡易

裁判所が各地に増設されたが、これに伴ひ刑務支所の設置及び刑務官吏の所要員配置がないため、警察署の留置場がこれに代用され、警察力は著しく低下している、ついでにはすみやかに代用監獄制度を廃止されたい。陳情者は岐

阜縣公安委員會であります。

○鐵治委員長代理 これに対する政府の御意見があれば承りたいと思ひま

す。○田中(角)政府委員 お答えいたしま

す。代用監獄廃止の陳情につきまして

は、陳情の御趣意は十分に承せられるところでありまして、遺憾ながら國家財政の面に制約せられておりますので、一挙に解決することはできがたいのであります。必要度の高いところから、重点的に実現をはかるべく計画を進めております。

○鐵治委員長代理 はかに御意見なり

御質疑はございませんか。——ござい

ませんでしたら、本件についての審査

は一應終りました。なお不足の点があ

れば、適當の機会に伺うこととした

ます。

○鐵治委員長代理 次は第六、仮出獄及び保釈の取扱に關する陳情書、文書表第三四四号を議題といたします。専門員の説明をお願いします。

○村中(角)政府委員 最近仮出獄者並びに保釈

出所者の数が著しく増加しているが、その大部分は再び犯罪を繰り返してゐる実情にあるから、すみやかにこれが刑事政策または行刑上の改善措置を講じ、仮出獄者及び保釈出所者の取扱に慎重を期して、再犯防止の保障を與えられたい。陳情者は岐阜縣公安委員會であります。

○鐵治委員長代理 これに対する政府の御意見があれば伺います。

○田中(角)政府委員 お答えいたしま

す。最近刑務所からの仮釈放者は相当多数に上つておりますが、そのおもなる理由は刑務所の収容者が終戦以來

極度に増加したのに対しまして、

收容施設が戰災その他によりまして著しく不足をいたしており、收容定員の約二倍の十万人に達しようとしているのが現状であります。刑務所は極端な過剰拘禁状態に陥り、適切な行刑処置が得られない状態に立ち至つてゐるのでございます。これに対しまして當局は嚴懲刑務所の復旧に努力いたすとともに、旧軍の施設の獲得に努力をいたし、ある程度の成果を収めておりますが、何分にも予算や資材の制約がございまして、過剰拘禁緩和の緊急処置をいたしましては不十分であります。

また十万人に及ぶ收容者に対する被服、食糧等の支給には莫大の費用を要し、予算その他の面より種々困難が伴つてゐるのでございまして、當局といたしましては緊急やむを得ない処置をいたしまして、改換の情が認められ、または改換の見込みのある收容者はできるだけ多数保釈することにより、收容者の減少をはかり、一面彼らを保釈することによりまして、更生復帰の迅速化を期してゐるのであります。しかしながらもとよりこれがため

社会の治安が著しく乱されるようなことがあつてはならないのでありまして、保釈後の審査には慎重を期してございまして、保釈後の保護監督についても、制度並びに組織の上に十分の検討を加へ、目下その法制を準備し、關係方面と折衝中であります。なお保釈の件につきましては、裁判所側から御答弁を申し上げます。

○古島委員 今の仮出獄の統計はどうなつておりますか、仮出獄者がどれくらいに再び入つて來ますか、保釈の方はどれくらいに再び入つて來ます

か、パーセンテージはどうですか。

○古橋政府委員 仮出獄者の再犯数でござりますが、終戦以来漸次そのパーセンテージがふえまして、今年度一月から十月までのパーセンテージは、百人に対して八人強の仮出獄取消になつております。もつともこの場合の数字は、仮釋放期間中に犯罪を犯して再び刑務所へ入つたものでありますから、もし期間を完全に完了しまして後に犯罪を犯しても、この数には入りません、保障の方につきましては私の方ではわかりません。

○鍛冶委員長代理 ほかに御意見なり御質疑はございせんか。――ございませんでしたら一應審査を終了いたしまして、なお不足の点はあらためて承ることにいたします。

○鍛冶委員長代理 次は第八、賣春等処罰法案に關する陳情書、文書表第四一七号を議題といたします。専門員の説明を願います。

○村専門員 陳情者は大阪府接待婦組合連合会会長松井リウであります。私たちが就業婦の中には、戦争中白衣の天使として第一線に従軍し満洲、中支、南支、南方各地域において、また軍の慰安婦として働きおとり引揚げたる者、その他夫が戦死し手を持つ者、元ダンサー、女給、看護婦、女店員、女工等と諸種の職業を持つておる者ばかりで、いづれの職業においても、現在の接待婦以上のことをいたさねば生活ができず、その上他の方面においては衛生設備は十分なるため、健康上おもしろくなく、不幸にして病氣にかかりましたら、一般の開業医にかかりますと薬價、治療費が高くなり、いくらくふ

りして働いても医者の泰公をしておるようなもので、治療はおろか生活もろくにできず、衣類等を賣り盡くして現在の職業に入つて來ている者が少なくないのであります。戦いに負けたといひながら、民主平和國家を建設して一日も早く世界の仲間入りをするためには、今度のような法律ができることは、理想からいへば当然とは思いますが、このごろの世相よりしまして、さきに申し上げました通り、職業婦人として働いている婦人の中には、皆さんがお老えになつておられるような、給料だけで生活しておられる方はほとんどないといつても過言でないと思ひます。

こころみに街娼をこらんになりましてもおわりの通り、あの中には一流会社の女事務員から百貨店の女店員、女学生、ダンサー、女給等とあらゆる職業婦人であり、よし街娼はしなくとも、他の方法にて別の収入を得て生活していることは間違いないのであります。またまたそのことによらなければ、今日このごろ洋服の一着も靴の一足も買ふことができないのが事実であります。私たちにいたしまして、決してすきや好んでこうした職業に入つたのではなく、諸種の職業において職業外の収入の道をくふういたさなければ、子供を養ふことも家族を助け、また兄弟のめんどろを見ることもできず、他の方面で苦勞したあげく、健康上安心して働ける衛生設備の完備した、こうした職業を選んで働いているような次第でございます。

いかに男女同權とか基本的人權の尊重が叫ばれても、現在の社会はそんななりつばなものではありませず、私

たちのうち、女中奉公中主人にむりを言われ、ビズネス・マンとして上役の人よりむりを言われ、いづれの職業においても職業婦人は横暴なる男性のたに犠牲になり、苦勞しているのが事実であります。現在の職業に入り、一般世間の人の考えになり御心配なされておるようなことはなく、まつたく自由であり、その上経済的に恵まれ、他の一面で同じような意味で今日まで苦勞をしたのがばからしいような気がいたします。

右のような意味よりしまして、職業婦人の一部のうち、特に近親のめんどろを見る一定の期間働くためには、どうしてもこうした職業が必要と思ひます。少くとも経済界が安定して生活苦がなくなり、一般職業婦人が給料にて生活ができ、その上服の一着もくつの一足も買ふことができ得るようになり、他面青年男女が一定年令に達したならば、結婚して主人の収入にて生活ができるよう、また全國民が衛生思想が発達し、性教育が今少し普及され、すべての点につき世界の水平線まで進み、自他ともに認められる時期まで、今度の法律が出ぬようにしていただきたいと思ひます。

○鍛冶委員長代理 これに対して政府の御意見があれば伺ひます。

○田中(角)政府委員 ただいまの陳情に対してお答えいたします。

陳情の趣旨は十分に承りました。このような業務に従事する婦人の中には、種々事情のあることも十分承知いたしておりますが、しかし戦後著しく増加して参つたこの種行為は、健全な性道徳を破壊し、善良な風俗をみだし、のみならず恐るべき性病を蔓延せし

めるものとなるものでありますから、政府としましてはかかる行為の絶滅をはかることを必要と考へ、その一つの方策として、第二回國會にも賣春等処罰法案を提出したのであり、それは審議未了に終りましたが、近く、さらに同様の法案を國會に提出する準備をいたしておるのであります。われわれとしましては種々研究の結果、現在の事態に対処するためには、このような法案がぜひ必要であるとの結論に到達いたしているものであります。國會提出の上は、國會において十分慎重な審議が加えられることを望んでゐるものであります。

○鍛冶委員長代理 ほかに御意見なり御質疑はありますか。――ございませんでしたら、これをもつて一應審査を終了いたします。なおほかにありますたら、いづれ適當の機会に伺ひます。

○鍛冶委員長代理 全陳情書の審査は一應終了いたしました。この際御意見がございまして伺ひます。

○井伊委員 ただいま審査いたしました本委員会付託の陳情書は、最後の賣春等処罰法案に關する陳情書を除き、その他はいずれもその趣旨適切なるものと思われまして、従つてこれらは委員會において承して、今後の法案の審査等に資するよう取扱われんことを望みます。

○鍛冶委員長代理 井伊君の動議に御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○鍛冶委員長代理 ただいまの井伊君の動議のごとき、賣春等処罰法案に關する陳情書を除き、その他はいずれも本委員会において承して置き、また

の本委員会における法案の審議立案等の際、陳情書の趣旨を反映することにいたしたいと存じます。

○鍛冶委員長代理 次に刑事訴訟法施行法案(内閣提出第一八号)裁判所法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一九号)司法警察職員等指定應急措置法案(内閣提出第三一号)以上三案を一括議題といたします。御質疑がございましたら承ります。

○諸君委員 今一括上程されました裁判所法の一部を改正する等の法律案につきまして、その改正の一点といたしまして、最高裁判所の長官及び最高裁判所の判事及び高等裁判所の長官に秘書官をつけるという案があるのであります。大体官吏はある種の整理をやらなければならぬことが、今行政整理の問題として大きく問題になつておる際でありまして、裁判所においてはそれに逆行いたされまして、さような新しい官を設け、人を配置するということでありまして、それにつきましては合理的なる、置かなければならぬ事情を御説明願ひたいと思つております。われわれの老えによりまして、今までの判事と違つて、裁判所法がございましてからの最高裁判所の判事あるいは高等裁判所の長官といふものは、いわゆる純然たる裁判事務のほかに司法行政といわれる分野を担当せられておるのでありますから、相当事務が煩雜を來しておるといふことは想像できるものであります。本来の本務である裁判事務以外に、司法行政と称せられるような事務がどの程度これらの裁判所において輻輳しているものであるか、それのいかにによりまして、この

秘書官の設置もまた必要じやないかといふに考へられるのでありますから、ちよつと当委員会に最高裁判所の事務當局も見えておりますから、委員長におきましては、それらの方々を説明員として許可していただきまして、今の点について当委員会に御説明願ひたいと思つております。司法行政事務の実際につきましても御説明をしていただきます。

○五鬼上説明員 ただいまの御質問に對してお答えいたします。御質問の中にもありましたように、裁判所が行政事務を裁判官會議で行う關係上、相當複雑な行政事務が数多くありまして、昨年八月は最高裁判所が出発いたしましたから、本年七月末までに行政事務に關して會議を開いた状況を申し上げます、會議を開いた日数が一年間に百二十五日、その中には規則の制定等が八十六回、司法研究あるいは修習等が九回、渉外關係等が五十五回、その他いろいろの行政事務に關して七十四回、人事に關して百二十五回、その他予算あるいは廳舎の關係等、相當数に上つて裁判官會議といふものを開いて行政事務をとつておるのであります。一方裁判官は裁判をしなければならぬし、裁判事務も相當複雑になつてきております場合に、行政事務がただいま申しましたように非常に多くありまして、最高裁判所の實際の業務の取扱ひを申し上げますと、毎週一回必ず行政事務に關する裁判官會議を開催しております。かようなために、長官の秘書官はすでに裁判所法で定められておりますが、その他の十四名の裁判官も、この行政事務には相當忙殺されておる状態でありまして、たとえば規則

の制定をいたすというやうな場合にも、その原案を審議するために、やはり補助者を必要とするのであります。御承知の通り調査官がございまして、けれども、調査官の制度といふものは、事件に關しての調査のみでありまして、かような司法事務には携わるこゝろがでないものであります。その他今のやうないろいろの予算の關係、その他の下調べ、あるいは連絡等について秘書官を必要とする仕事は相當たくさんあるものであります。かような次第から秘書官の必要を感じる次第であります。なおこの最高裁判所の判事の秘書官につきましては、すでに政府から提案されておる公務員法においても、特別職として第二條に入つておるのであります。これら規定と相まつて、裁判所法の改正に秘書官を入れるべく改正を企てた次第であります。

○猪俣委員 刑事訴訟法施行法案に關するお尋ねをいたしたいと思ひます。これによりまして、経過法はいわゆる第一回の公判を開いたかどうかによつて、新法を適用するか旧法によるかといふやうになつておるのであります。第一回の公判期日を標準にしたことによつて、立案者の御意見、どういふ理由で第一回の公判期日を標準にして、新旧法の適用を区別したのであるかといふことについての御説明を承りたいと思ひます。

○野本政府委員 ただいま御質問の点でございしますが、この刑事訴訟法を改正する法律の施行に關して経過規定を立案するに際しまして、一番問題になりました点は、今御指摘のどこで新法と旧法との使いわけをするかといふ点が、一番問題になつた点であります。

そのどこで使いわけをするかにつきまして、大体二つの考へ方が出たわけであります。一つはこの案にありまして、第一回の公判期日が開かれたかどうかによつてきめる。いま一つは、公訴提起の前後によつて区別するといふ二つの考へがありました。もとより小さい点の違ひ考へはもとよりありますけれども、大まかに言つて一つあつたわけでありまして、このうち公訴提起によつて区別する。すなわち公訴提起のあつたものは旧法によつて行ひ、また公訴提起のないこれから公訴提起になるやうなものは新法によつて行ひ、これは今までの経過法のあり方に沿つておるわけでありまして、この案のように第一回の公判期日が開かれたかどうかといふ点でわけけるのは、どちらかと申しますと、新しい考へ方になるわけでありまして、なぜこうしたかと申しますと、要するに新法が日本國憲法の精神に一層よく沿つた法律であるから、なるべく新法によらしめる事件の範圍を廣くした方がよいではないか。それには公訴の提起の前後によつて区別するよりも、第一回の公判期日が開かれたかどうかによつた区別した方が、一層多く新法を適用される範圍が廣くなる、そういう考へ方から出て來ておるわけでありまして、それにいま一つは、経過法といたしまして、一部旧法によりながらところへ、新法によるという小さい区わけは、なるべく避けたい方がよいやないかという考へも働きました。結局第一回の公判期日というところに落ちついたわけでありまして、第一回公判期日が開かれた以上は、もう旧法の手続が開かれたのだから、それは旧法でその事件は全部完結

させる。まだ第一回公判期日の開かない場合は、まだ具体的に公判手続が済んだわけでないから、これは新法により、よりよい制度によらしめた方がよいやないかといふ点でありまして、ごく簡単に結論的に申し上げれば、要するに新法適用の範圍をなるべく廣くし、そういう精神から出ているわけでありまして。

○猪俣委員 これは實際問題としていろいろの問題が起るだらうと思ひます。そのやうな問題が起るだらうと思ひます。刑事訴訟法の進行は捜査のところから始まるのであります。第一回の公判期日から区別しますと、捜査の段階においては旧法でやる。そして公判になつてから新法になる。そうすると刑事訴訟法全体の行爲について、やはり旧法と新法の適用が二つになるといふことになつて、これは全体の調和上からどういふものであるかと思ひます。が、こゝういふことについてはいかなる御所見をもつておられるか、伺いたいと思ひます。

○野本政府委員 ただいまの点は、公訴提起の前後によつて区別いたしました。でも、幾分か捜査の段階は旧法により、公訴後は新法によるというやうに、ある一つの事件があるところは新法により、あるところは旧法によるという区別、そういう点は出てきますけれども、この案のように、第一回公判期日が開かれたかどうかによつてするといふよりも、その点は目立たないかと思ひます。公訴提起の前後と、第一回公判期日が開かれたかどうかによつて区別するのと、一番實務上の大きな差異をいたしましては、この案の九條に出ているこの点であります。すなわちこの案のやうにいたしますと、まず起訴状は旧法に従つてできており、一件捜査書類なども全部起訴状と一体をなして裁判所に出ている。証拠物なども裁判所に提出されている。そういう次第でありますから、まだ第一回公判期日が開かれていない事件について新法を適用して行きますと、起訴状を書きかえたり訂正したり、あるいは捜査記録を檢察官に返したり、あるいはその他のものを送達するといふやうな、第九條に規定するやうな手続が出てくるわけでありまして、この点が實務上は一番大きな差異になつて來るのではないかと思つております。

○猪俣委員 第一回の公判期日が開かれるといふことの意義であります。これは期日が指定されて實際開廷された場合を言うのであります。第一回公判の期日が指定されれば、この開かれた中にはいふのであります。か。

○野本政府委員 ただいまの御質問の点につきましては、單に期日が指定されただけではだめでありまして、現実に第一回公判期日が開かれた場合に限るのであります。従つて形式的に申しますと、第一回公判調書がつくられる場合、そういうことになります。

○井伊委員 裁判所法の一部を改正する等の法律案についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

第十條の、事件を大法廷で扱うか、小法廷で扱うかといふことは、最高裁判所の規則に定められるところであるといふのであります。この意見の判断をすべき場合は、これは大法廷であるのが現行第一号に規定するところでありまして、修正せんとする箇所は、しかしながら大法廷で先に慣例ができてお

れば、これは大法廷ですることはなくして、小法廷でもいいという意味のこ
とを追加しようとするのであります
が、その前に大法廷にかかる判断があ
つたということを判定するものはどこ
であるかということ、もう一度お聞
きしておきたいのであります。

○岡政政府委員 詳細な事務の分配に
つきましては、最高裁判所事務次長が
御出席でございいますから、その方から
御説明をお願いいたしますのが適当と考え
ます。法案の建前から申し上げます
と、井伊委員が御指摘のように、一
当該の事件について、すでに大法廷に
おいて憲法に適合する旨の裁判があつ
たかどうかというこの判断をいたし
ますことが第一の問題になるわけで
ございいます。最高裁判所におきまし
ては、私の承つておりますところでは、
一應事件はすべて小法廷に分配に相
なりますので、小法廷におきまして当
該の事件について、すでに大法廷にお
いて憲法に適合する旨の判断があつ
たかどうかを判断いたすことに
相なると考えます。

○井伊委員 今お答えになりました小
法廷において、当該事件はこれと同趣
意のものが大法廷において判断をせ
られておるということを判断してお
るものであります。この判断は裁判で
ありますから、どうでありますか。

○岡政政府委員 訴訟法に定めてあり
ますところの、狭義の意味における、
終局的事案の判断をいたすための前提
となる一つの判断という意味におき
まして、裁判になるであろうと考えま
す。

○井伊委員 その裁判をいたしました
後に、これをこの修正の方では「憲法
に適合する」との裁判と同じであるとき
を除く」とあるのでありますから、そ
れは必ずしも小法廷に限るのでなく
て、大法廷でもいいということになる
と考えるのであります。そのいずれに
それが配分せられるかわかりません
が、その配分せられた法廷において、さ
らに裁判をするということになると思
うのであります。やはりそれでよろ
しいのであります。

○岡政政府委員 井伊委員の御見解で
大体よろしいかと考えます。小法廷に
おきまして、もちろん一應判断をいた
すわけでございいます。これは必ず
しも小法廷に限定いたす趣意ではござ
いませんで、事案が相当複雑であるよ
うな場合、一應大法廷において審査を
することが適当である場合も十分考
えられますので、そういう場合には、大
法廷にその事件を移しまして、大法
廷で一應判断していただく、これはす
でに大法廷において憲法に適合する
との判断をした事案とまさに合致すとい
う判断をいたしまして、それを小法
廷に移して、小法廷をして裁判せしめる
ということもあり得ると思ひます。し
たが、いままた大法廷みずからその事
案について裁判をするということもあ
り得るかと思ひます。

○井伊委員 違憲の主張をいたしまし
たこの種の事件が、本来大法廷で開か
るべきものが小法廷で開かれるとい
うに裁判をせられるということにな
れば、これは当法棄却せらるべきこと
をはつきりさせておるに思ひます。あ
りますが、その事件の配分によつて、
すでにそういうことを予断されるがご
とき傾向がこの法文上推測せられる
そうしますと、これは相当影響がある

ことであると思ひのであります。前
に小法廷にまず配分せられたとき、
これをどこにやるか。それは大法廷に
前に判断があるということによって、決定的
裁判が一つあることによつて、決定的
であるというように思われる。こうい
うことはもとにほんとうの裁判が来る
前に、すでに決定しておるように見え
るのであります。それは必ずしもそ
うだとは言えませんが、結局は
そうなつてしまふのではないかと
を思ひます。この規定はそ
ういう意味合いにおいて、こうい
う追加の規定をするということは、
便宜には相違ありませんけれども、少
し行き過ぎになりはせぬかという考
えを持つてあります。御意見はどう
でありますか。

○岡政政府委員 事件の分配につきま
しては、最高裁判所の次長から詳細な
御説明をお願いいたしまして、最高裁
判所における公正な事務のお取扱いを
御披露していただきたいものと考えて
おるわけでございしますが、事件は最初
最高裁判所に参りますと、一應全部小
法廷に配分されまして、そこで小法
廷で裁判をしてよろしいか、それとも大
法廷に事件を移すべきであるかとい
うことを決定いたしておるに承つて
おるのではありません。最初からこの事
件はすでに大法廷において判断したそ
の判断と同一であるから、ある小法
廷に事件を分配するといつたような、そ
ういう一つの判断を加へつ小法廷に
事件を分配されてはいないと考えてお
ります。小法廷におきまして事件を受
理いたしましたときに、先ほども御説
明いたしましたように、これがすでに
憲法に適合するといふ、大法廷にお

るその意見によつて判断すべきものと
当該小法廷が考えますならば、今度
の改正法によつて、その小法廷にお
いて裁判をなし得る。しかし事案がは
たしてその簡単に、大法廷における憲
法に適合するといふ意見を、そのま
ま当該の案件に適用してよいかどうかとい
うことについて、多少でも疑義があ
りますならば、おそらくその小法廷は事
案を大法廷に移されるであらう。その
点については、最高裁判所として十分
責任があり、公正な態度をおとりにな
つて処理せられまして、いやくも最
高裁判所の権威を害されるようなこと
はごまかすまいであらうということ
をかたく信じておる次第であります。
また現状におきましては、いやくも
当事者の主張におきまして憲法違反と
いうことの主張がいたされまして、あ
らゆる事件が全部大法廷に移されま
すので、大法廷は非常に多量の事件に
よつて、むしろ本来の任務である最も
正に憲法の解釋をいたさなければなら
ないという任務が、事件の山積のため
に非常に窮屈な、不自由な状態に置
かれています。承つておりますので、
なるべく大法廷をして最も重要な案件
のみに全力を集中していただくように
いたすことが、最高裁判所の高い使命
を遂行する上に必要であると確信いた
しましたので、かような修正を考えた
次第でございます。

○井伊委員 ただいまのお答えは了解
いたしました。

次に第十四條の二に、最高裁判所に
図書館を設けると規定がございま
す。また最高裁判所図書館の支部を設
けることもできるということも規定せ
んとするのであります。この図書館
の構想について承つておきたいと思
ひます。

○小川説明員 図書館を最高裁判所に
持たたいということは、年々の最高裁
判所関係の希望であつたわけであり
ますが、御承知のように前國會を通
じました國立國會図書館法によつ
て、司法部、行政部各独立した一つの
図書館を持ち、その図書館が國立國會
図書館の支部になるように措置せられ
ておりますので、最高裁判所として
も、この際独立した図書館を持つて、
全体の図書館機構の中へ入つて行きた
い、こういうふうな考へて、今回この
提案をお願いした次第であります。と
ころで昨年最高裁判所が出発いたし
まして以来、著々圖書の蒐集に努めま
して、現在では相當な部数の古い圖書を
買い集めまして、備へることができ
るようになって参つたわけであります。
なお日々新しい圖書も購入いたしま
して、備へつけるようにいたしてお
ります。もちろんこの圖書の設備とい
うことは、最高裁判所だけでは単に在
京の職員もしくは法曹一般の人々がその利
益に均霑するのみでありまして、全
國的に利益の均霑することはな
く、困難でありますから、現在のと
ころでは、各裁判所に事務用の圖書を配
付するといふ形で行つておりますが、先
に至りますれば、でき得るならば各地に
図書館の支部を設けまして、そこに現
在裁判所の事務用の圖書として配付
しておりますものをさらに整備いたしま
して、支部図書館として備へつけられ
るようになればつこうだと思つてお
ります。そういうようなことで完備し
て参りますれば、行く／＼國立國會図
書館の一翼をいたしまして、法律圖書

館のまつたき姿ができ上りまして、りっぱな法律図書館が全国に手を広げる姿ができ上るのではなかと、そのときを期待しておるわけであります。そういうた構想であります。昭和二十三年度におきましては、さしあたり各地

方裁判所に配付する図書費といはしまして約三千五、六百万円を計上されましたし、最高裁判所の図書費といはしまして、図書館へ直接設備するものとして約六百万円を計上されまして、四千二、三百万円の図書購入費が現在進行中の年度間に購入し得るような態勢になつてゐるわけであります。そこで、この図書館という機構ができ上りました將來におきましては、私どもといはしましては、図書館の中に相當な機構をもちまして進みたいと思へるわけであります。その構想といはるか機構は、さしあたつては支部をどうするかといふまでには至つておりません。最高裁判所の図書館といはしましては、

大学方面におかれましても、どこからも利用できるようにいたしまして、ほんとうの意味のロー・ライブラリーを完成いたしたい。ごういのが私どもの念願でございます。そむいためのもの図書購入費は、先ほど申しましたよう

な形で年々しばらく継続して行きたいと考えておるわけでありますが、人件費、事務費等として、われ／＼は先般大蔵省に對しまして約千二百三十一万円の経費を追加予算として要求いたしておる次第でございます。もちろんこれにつきましては、まだ政府から査定のお知らせを受けておりませんので、どういふことになるかと思つて心配しておるわけでありますが、もしこれが予算化されない場合におきましても、最高裁判所の事務局、あるいはその他の職員の見定員でもつてやりくりをいたしまして、まずさしあがつて最小限度の規模において出発したい、こう考えておる次第であります。

整えるまでに図書館を設置する準備は
 熟していないものと考えまして、たが
 いまのところは支部を設けるといふよ
 ころまでは行つていないのでございま
 す。

○井伊委員　そうすると自然経費を食うし、それで実施したときからは図書館ですが、そうすると当分の間は図書館といつたような建物の備わつたものができないかもしれません。ある廳舎の中の一部分に図書室程度のものができきる、こういうことになりますが、しかし本來の精神は公開だと思うのであります。そういうときでもこれは公開せられるようなお考でありますか。

○小川説明員　ただいま実のところお申ししますと、現在最高裁判所と高等裁判所がおりますあの元の民事裁判所の廳舎の一室に、全部図書を整理いたしまして、書架をつくつておるわけでありますが、あそこに二、三職員を置

○井伊委員 次に十九條、二十八條、
 次第でございます。

裁判官の職務の代行の規定があるものでありますが、これに關連いたしまして、非常に大きな事件が起きました場合に、この第二十八條におけるがごとく、地方裁判所において裁判事務の取扱い上、差迫つて必要がある場合にせいては、その所在地を管轄する高等裁判所、がその管轄区域内の他の裁判所今度は家庭裁判所、あるいはその高等裁判所の裁判官が当該地方裁判所の裁判官に職務を行わせることができるというように、應接させることができると規定になつてゐるのでありますけれども、とうていこれでもなお手がつけられないというような場合になりますならば、他の高等裁判所の管下の地

四、まだ逮捕しない者が二百三十九、これは九月十六日現在の私の持つてゐる資料によつて申すのであります。留したる者三百二十二、起訴した者百五十三といふような状況であります。

れに對して檢察廳側においては、札
高等檢察廳はこの檢査にあたつて東京
高檢から檢察官等の應援を得て、そ
してこの事件の逮捕その他のことに
つてゐるのであります。檢察の一体
としてかういふような余地があるの
ありますけれども、これだけのもの
一氣に裁判所に持つて來たときに、
たしてこれをその裁判所において、
るいはその高等裁判所管下の地方裁
所、家庭裁判所の應援だけでもつて
だけのものを急速に処理すること
できるかどうかということが、かう
う実例によつて考えられるのであり
して、従つてこの裁判官の職分を代
せしめる範圍をもう少し廣くする必

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

2010年10月10日

館のまつたき姿ができ上りまして、りっぱな法律図書館が全国に手を広げる姿ができ上るのではなかと、そのときを期待しておるわけであります。そういうた構想であります。昭和二十三年度におきましては、さしあたり各地

方裁判所に配付する図書費といはしまして約三千五、六百万円を計上されましたし、最高裁判所の図書費といはしまして、図書館へ直接設備するものとして約六百万円を計上されまして、四千二、三百万円の図書購入費が現在進行中の年度間に購入し得るような態勢になつてゐるわけであります。そこで、この図書館という機構ができ上りました將來におきましては、私どもといはしましては、図書館の中に相當な機構をもちまして進みたいと思へるわけであります。その構想といはるか機構は、さしあたつては支部をどうするかといふまでには至つておりません。最高裁判所の図書館といはしましては、

大学方面におかれましても、どこからも利用できるようにいたしまして、ほんとうの意味のロー・ライブラリーを完成いたしたい。ごういのが私どもの念願でございます。そむいためのもの図書購入費は、先ほど申しましたよう

な形で年々しばらく継続して行きたいと考えておるわけですが、人件費、事務費等として、われ／＼は先般大蔵省に對しまして約千二百三十一万円の経費を追加予算として要求いたしておる次第でございます。もちろんこれにつきましてはまだ政府から査定のお知らせを受けておりませんので、どういふことになるかと思つて心配しておるわけですが、もしこれが予算寛化されない場合におきましても、最高裁判所の事務局、あるいはその他の職員の見定員でもつてやりくりをいたしまして、まずさしあがつて最小限度の規模において出発いたしたい、こう考へておる次第であります。

整えるまでに図書館を設置する準備は
 熟していないものと考えまして、たが
 いまのところは支部を設けるといふよ
 ころまでは行つていないのでございま
 す。

○井伊委員　そうすると自然経費を食うし、それで実施したときからは図書館ですが、そうすると当分の間は図書館といつたような建物の備わつたものができないかもしれません。ある廳舎の中の一部分に図書室程度のものができきる、こういうことになりますが、しかし本來の精神は公開だと思うのであります。そういうときでもこれは公開せられるようなお考でありますか。

○小川説明員　ただいま実のところお申ししますと、現在最高裁判所と高等裁判所がおりますあの元の民事裁判所の廳舎の一室に、全部図書を整理いたしまして、書架をつくつておるわけでありますが、あそこ二、三職員を置

○井伊委員 次に十九條、二十八條、
 次第でございます。

裁判官の職務の代行の規定があるものでありますが、これに關連いたしまして、非常に大きな事件が起きました場合に、この第二十八條におけるがごとく、地方裁判所において裁判事務の取扱い上、差迫つて必要がある場合にせいては、その所在地を管轄する高等裁判所、がその管轄区域内の他の裁判所今度は家庭裁判所、あるいはその高等裁判所の裁判官が当該地方裁判所の裁判官に職務を行わせることができるというように、應接させることができると規定になつてゐるのでありますけれども、とうていこれでもなお手がつけられないというような場合になりますならば、他の高等裁判所の管下の地

四、まだ逮捕しない者が二百三十九、これは九月十六日現在の私の持つてゐる資料によつて申すのであります。留したる者三百二十二、起訴した者百五十三といふような状況であります。

れに對して檢察廳側においては、札
高等檢察廳はこの檢査にあたつて東京
高檢から檢察官等の應援を得て、そ
してこの事件の逮捕その他のことに
つてゐるのであります。檢察の一体
としてかういふような余地があるの
ありますけれども、これだけのもの
一氣に裁判所に持つて來たときに、
たしてこれをその裁判所において、
るいはその高等裁判所管下の地方裁
所、家庭裁判所の應援だけでもつて
だけのものを急速に処理すること
できるかどうかということが、かう
う実例によつて考えられるのであり
して、従つてこの裁判官の職分を代
せしめる範圍をもう少し廣くする必

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

2010年10月10日

法律とか、あるいは法務廳設置法とか、あるいは家事審判法とか、刑事補償の特例等に関する法律とか、裁判所職員の定員に関する法律とか、檢察廳法とか、刑事訴訟法とか、このように廣く数多くの法律が相關連するといふような場合もあり、必ずしもそうでない場合もあつて、一氣にこの法律案をもつて修正するといふことになつておるのでありますが、それはさういふのでないといふべきであらう。この法律を改正する機会に乙、丙、丁といふものを改正し、またときによると、乙の法律を修正するときに甲、丙、丁といふものを改正するといふより、なことをやる場合において、これを扱うものの面から見ると、すこぶる不便を感じるものと思つたのであります。現に感じつつあるのであります。一つは國會の初めにおいて改正が行われて、まだそれが実施にならないうちに、その会期の終らないうちに第二のまた修正が行われるといふほど最近頻りに改正が行われます。こういうときに、無方針でもないでありますが、よくけれども、終戦後の新憲法に伴う法律の改正は、多くの方面において、互に互に改正し合うといふより、互に行つておるに思ふのであります。これに対して何とかしなければならぬと思つたのであります。が、大体一つの御方針を立てておられるのであります。本來であれば一々その法律を改正する、そういうふうによつて來たその嚴たる形式といふものは今度は失われて、ずいぶん混雜したものになつておると思つたのであります。これに対する何か一つの方針

をお持ちであるかどうかを伺いたいのであります。

○岡政務委員 このたび御審議を願つております裁判所法の一部を改正する等の法律案におきまして、ただいま井伊委員の御指摘のような点があることは、まさにその通りでございます。が、この法律案は家庭裁判所の設置と、それから刑事訴訟法の施行に伴います管轄の変更といふものを中心にいたしまして、多少関連のあるところの法規をそれに加へまして、他の關係法規もあわせて一括して修正いたすという建前をとりましたために、非常に複雑な形となつたわけでありまして、なるべく同一の法律案が一括されますと、審議の上にも御便宜かと思つたのであります。法律案の運命におきましても、運命をとらんとするといふ關係上一括いたしたのでございまして、まさに御指摘のようによつて、いろいろ法律を一つの法律案の中にまとめますと、政府の方でも説明上非常に煩雜でございますし、おそれる國會におかれましては、非常に煩瑣にたえないようなお感じをお持ちになるかと考えます。政府といたしましては、法律案は國民に対して十分検討し、いろいろ御意見を伺ひ得るようになつて、明確な形をとることを企圖いたしておるわけでありまして、最近たび／＼同一國會の会期におきまして、同一の法律案を二度も御審議を願つたといふようなことに隨ひ形をとつたことも、まさにその通りでございますが、これはいろいろ事務上の山積している事情上、やむを得ないでさういふことにも相なりまして、將來はなるべくさういふことはいたさないように、それ／＼法律を單行の形にま

とめまして明確にいたし、煩瑣なことをないようにいたすことを、政府としても十分努力いたしたいと考えております。

○北浦委員 刑事訴訟法に牽連はいたしますけれども、少し問題は憲法にも関連いたしますので、特に法務總裁の御答弁を煩わしいのであります。簡單明瞭に申し上げますが、憲法は既に施行されてゐる、これは御承知の通り。新刑事訴訟法は実施されてゐない。この間にだれが考へても矛盾もあれば撞着もありまして、これを司法當局ではどういふ心構えで調和をとつておられるか。例をあげて質問します。憲法によりまして、不当という文字はついておりますが、不当に長く拘留したり拘禁した場合における自由といふものは証拠にならない。ところが依然として旧刑事訴訟法でやつておられますから、中には八十日くらい入れて置かれる者もある。それがあなた方は正當なりと信ずるのだと言われればそれまでありますが、私のここで伺ひたいのは、その不當なる長い拘留、それで刑務所に入つておる者が自由にする。その自由に基いて、特にこの國會關係の代議士とか、あるいは次官であるとか、そういう者をむやみに旧刑事訴訟法に基いてやつておられるといひきらいが今日まである。そこで伺ひたいのは、新憲法は御承知の通り個人の尊嚴を非常に尊重してゐるが、そんなものは願ひてゐない。これをどういふ心構えでやつておられるか、お伺ひます。

○殖田國務大臣 新憲法と旧刑事訴訟法との調節につきましては、御承知の通り、日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急措置に関する法律と申しますのが二十二年四月に公布になつております。ただいまこれに基きまして円満に運用してゐるつもりであります。しかしながら旧刑事訴訟法は新憲法の精神に違反はいたしませんけれども、まだ／＼伴わない点があるやに考へられますので、新しい刑事訴訟法が生れてゐるわけでありまして、しかしながらその新しい刑事訴訟法はまだ施行されておられません。従つてただいまのところは旧刑事訴訟法が施行されておりますが、それは今の新しい中間の法律によりまして、適宜に新憲法の精神にかなり／＼に運用されておるはずであります。

○北浦委員 應急措置法はわれ／＼ここで審議したのでありますから、よくわかつております。それは読んで字のごとく應急措置にすぎない。そこであなたが今できるだけ新憲法の精神に従つてやつておられるとおしやいます。が、これも例をあげてお伺ひします。が、一休國會關係で逮捕したり起訴したりするのは、無罪が非常に多いでございせんか。私はこれで三十年ばかり弁護士もやり、特に刑事専門をやつておりますが、こんなのはめつたにない。百に一つか三つ、十に一つ、それ／＼の程度で検事起訴といふことはあります。この國會關係のことはあなただけがおひつぱりになつたとは申しませんが、從來この点については片山内閣も片山内閣もよくない。またあなた方もよく御注意願ひたい。考へてごらんない、西尾末廣君は一審無罪、これは検事起訴してゐる。それから前代議士の久保君、これも検事が

やつてゐる。原信君、これも検事がやつてゐる。無罪。木村公平君以下三人。この事件についてはわれ／＼も異論を持つておりますが、少くとも訴訟條件不備のもとに一蹴されてゐる。この國會關係の人々を、特に原信君は無罪であるにかかわらず辭職して行きました。こういうことは証拠とならざる証拠をもつて起訴された、こんなのは決してない。そこでどういふ結果はどういふ原因から起つてゐるか、これをお伺ひする。國會關係の被告については無罪が多い。言いかえてみますと、罪とならざる証拠をもつて、証拠とならざる証拠をもつて断罪の用に供せられる、どういふ原因でさういふことになるか、この点を伺ひたい。

○殖田國務大臣 私が就任いたしました、まだただいまのような大きな事件を取扱つたことはございせんが、しかし檢察當局は至つて公正厳正に檢察事務に當つてゐるのであります。決して証拠不十分であるいは事實を曲げてこれを起訴したといふことは絶対にないと思ひます。ただしかし裁判は裁判でありますから、まじめに檢察當局が起訴いたしましたものにつきましても、裁判の結果たゞ／＼さういふ無罪といふような結果が出て來るのであります。これはどうもあるいは結果から見れば、檢察が不十分であつたといふことに言えるかも知れませんが、檢察がまじめに誠心誠意やつておりますならば、こういう結果が出てしまつてもやむを得ないことと思ひます。ことに新しい憲法の精神によりまして、裁判が事實を決定するのであります。裁判の公平なる審判にまつといふことでありますから、檢察が起訴したものがこ

やつてゐる。原信君、これも検事がやつてゐる。無罪。木村公平君以下三人。この事件についてはわれ／＼も異論を持つておりますが、少くとも訴訟條件不備のもとに一蹴されてゐる。この國會關係の人々を、特に原信君は無罪であるにかかわらず辭職して行きました。こういうことは証拠とならざる証拠をもつて起訴された、こんなのは決してない。そこでどういふ結果はどういふ原因から起つてゐるか、これをお伺ひする。國會關係の被告については無罪が多い。言いかえてみますと、罪とならざる証拠をもつて、証拠とならざる証拠をもつて断罪の用に供せられる、どういふ原因でさういふことになるか、この点を伺ひたい。

○殖田國務大臣 私が就任いたしました、まだただいまのような大きな事件を取扱つたことはございせんが、しかし檢察當局は至つて公正厳正に檢察事務に當つてゐるのであります。決して証拠不十分であるいは事實を曲げてこれを起訴したといふことは絶対にないと思ひます。ただしかし裁判は裁判でありますから、まじめに檢察當局が起訴いたしましたものにつきましても、裁判の結果たゞ／＼さういふ無罪といふような結果が出て來るのであります。これはどうもあるいは結果から見れば、檢察が不十分であつたといふことに言えるかも知れませんが、檢察がまじめに誠心誠意やつておりますならば、こういう結果が出てしまつてもやむを得ないことと思ひます。ことに新しい憲法の精神によりまして、裁判が事實を決定するのであります。裁判の公平なる審判にまつといふことでありますから、檢察が起訴したものがこ

やつてゐる。原信君、これも検事がやつてゐる。無罪。木村公平君以下三人。この事件についてはわれ／＼も異論を持つておりますが、少くとも訴訟條件不備のもとに一蹴されてゐる。この國會關係の人々を、特に原信君は無罪であるにかかわらず辭職して行きました。こういうことは証拠とならざる証拠をもつて起訴された、こんなのは決してない。そこでどういふ結果はどういふ原因から起つてゐるか、これをお伺ひする。國會關係の被告については無罪が多い。言いかえてみますと、罪とならざる証拠をもつて、証拠とならざる証拠をもつて断罪の用に供せられる、どういふ原因でさういふことになるか、この点を伺ひたい。

○殖田國務大臣 私が就任いたしました、まだただいまのような大きな事件を取扱つたことはございせんが、しかし檢察當局は至つて公正厳正に檢察事務に當つてゐるのであります。決して証拠不十分であるいは事實を曲げてこれを起訴したといふことは絶対にないと思ひます。ただしかし裁判は裁判でありますから、まじめに檢察當局が起訴いたしましたものにつきましても、裁判の結果たゞ／＼さういふ無罪といふような結果が出て來るのであります。これはどうもあるいは結果から見れば、檢察が不十分であつたといふことに言えるかも知れませんが、檢察がまじめに誠心誠意やつておりますならば、こういう結果が出てしまつてもやむを得ないことと思ひます。ことに新しい憲法の精神によりまして、裁判が事實を決定するのであります。裁判の公平なる審判にまつといふことでありますから、檢察が起訴したものがこ

やつてゐる。原信君、これも検事がやつてゐる。無罪。木村公平君以下三人。この事件についてはわれ／＼も異論を持つておりますが、少くとも訴訟條件不備のもとに一蹴されてゐる。この國會關係の人々を、特に原信君は無罪であるにかかわらず辭職して行きました。こういうことは証拠とならざる証拠をもつて起訴された、こんなのは決してない。そこでどういふ結果はどういふ原因から起つてゐるか、これをお伺ひする。國會關係の被告については無罪が多い。言いかえてみますと、罪とならざる証拠をもつて、証拠とならざる証拠をもつて断罪の用に供せられる、どういふ原因でさういふことになるか、この点を伺ひたい。

○殖田國務大臣 私が就任いたしました、まだただいまのような大きな事件を取扱つたことはございせんが、しかし檢察當局は至つて公正厳正に檢察事務に當つてゐるのであります。決して証拠不十分であるいは事實を曲げてこれを起訴したといふことは絶対にないと思ひます。ただしかし裁判は裁判でありますから、まじめに檢察當局が起訴いたしましたものにつきましても、裁判の結果たゞ／＼さういふ無罪といふような結果が出て來るのであります。これはどうもあるいは結果から見れば、檢察が不十分であつたといふことに言えるかも知れませんが、檢察がまじめに誠心誠意やつておりますならば、こういう結果が出てしまつてもやむを得ないことと思ひます。ことに新しい憲法の精神によりまして、裁判が事實を決定するのであります。裁判の公平なる審判にまつといふことでありますから、檢察が起訴したものがこ

やつてゐる。原信君、これも検事がやつてゐる。無罪。木村公平君以下三人。この事件についてはわれ／＼も異論を持つておりますが、少くとも訴訟條件不備のもとに一蹴されてゐる。この國會關係の人々を、特に原信君は無罪であるにかかわらず辭職して行きました。こういうことは証拠とならざる証拠をもつて起訴された、こんなのは決してない。そこでどういふ結果はどういふ原因から起つてゐるか、これをお伺ひする。國會關係の被告については無罪が多い。言いかえてみますと、罪とならざる証拠をもつて、証拠とならざる証拠をもつて断罪の用に供せられる、どういふ原因でさういふことになるか、この点を伺ひたい。

○殖田國務大臣 私が就任いたしました、まだただいまのような大きな事件を取扱つたことはございせんが、しかし檢察當局は至つて公正厳正に檢察事務に當つてゐるのであります。決して証拠不十分であるいは事實を曲げてこれを起訴したといふことは絶対にないと思ひます。ただしかし裁判は裁判でありますから、まじめに檢察當局が起訴いたしましたものにつきましても、裁判の結果たゞ／＼さういふ無罪といふような結果が出て來るのであります。これはどうもあるいは結果から見れば、檢察が不十分であつたといふことに言えるかも知れませんが、檢察がまじめに誠心誠意やつておりますならば、こういう結果が出てしまつてもやむを得ないことと思ひます。ことに新しい憲法の精神によりまして、裁判が事實を決定するのであります。裁判の公平なる審判にまつといふことでありますから、檢察が起訴したものがこ

とごく有罪にならなくてもやむを得ないことであつて、かえつてそのために裁判の公正を保持するゆえんかとも考へるのであります。もつとも檢察といひましては、起訴いたした者がほとんど無罪になるというのでは、檢察の精神を疑われるのでありますから、むろん檢察として慎重にも慎重に考慮し、十分な捜査をいたしまして、そういうことのないように氣をつけて参るつもりではあります。

○北浦委員 あなたは私の就任以前のことでありまして、さうなことは家機關といふものは、さうなことは私は知らぬといふことは許されぬ、その責任は必ずしも継続してゐる。それからたまたま無罪の出るのはやむを得ない。それは檢察官神ならず、これは私も長らくやつておつてふしぎとしない。たまたま有罪になつて、大方無罪だから私は質問するのである。あなたのおつしやることを聞いてみると、一言で申しますと公判中心主義だ。だからだん／＼起訴して裁判をしてもらうといふ、これは大変よくない。代議士や大臣に逮捕状が出されたり、また彼らが刑務所にはうり込まれることを考へてごらんない。なるほど憲法によりますと、國家損害賠償の規定はあります。けれども請求できないところの損害がある。ある前大臣は自分のむすこが刑務所に入つて行くときに、この子には子供がある、孫がある、おれがかつて行くと言つた人さへある。こういう家族の損害をどうする。これは國家損害賠償法には規定がない。家族の損害までは請求できないのである。公判中心主義といふことは、よほど私は誤解しておられるのだと思ふ。

公判中心主義とは、審理の手續において公判に証拠書類をだん／＼出して行くといふことであつて、それだからといつて、疑わしき者をだん／＼公判に出すというに至つては、人權保障もはなはだしいものである。ことによく考へていただきたいことは、これでは立法機關はたまたまつたものではない。あなたの方のおつしやる通り、公判中心主義を大いに誤解なさつて、何でもいかに——とは私は申しませんが、不十分なる証拠の者をつかまえてだん／＼公判に出す。そして公判中心主義で審理をする。これでは憲法が泣いてしまふ。個人の權利を尊重するといふことは、憲法におおれたる全精神である。この憲法を踏躓して公判中心主義といふのは、大きな間違ひである。私は法務總裁にしかと御意見を聞いておきたいことは、個人の尊嚴といふことを見てゐるのかい、この点をお伺いしたい。たまたま／＼おつしやるけれども、たまたま／＼有罪であつて、ほとんど無罪だ。裁判所がかつてにやると言われるが、さうではない。裁判所のやることは神聖である。裁判所は結局において犯罪事實があつたかどうかといふことを審理する。そして犯罪事實がないとしておるではありませんか。念のため聞いておくのであります。公判中心主義といふこの主義をどういふふうにとつておられるのであるか、この点をお伺いします。

○福田國務大臣 私は北浦さんの御意見には異存はないのであつて、御意見の通りと考へておるのですが、ただ今までのところ、その結果が北浦さんの御意見と違つておることがあるといふおしかりであらうと思ふのですが、それはまたたまたま／＼と申し上げてはなはだ失礼であります。たまたま／＼という結果になつたのだと思ひます。決して檢察當局が公判中心主義に名をかりて、輕率なる檢査をした、あるいは起訴をしたといふことではないと思ひます。新憲法の精神に照し合せて、慎重にも慎重の調査をしておるといふふうに見受けるのであります。私はこの意味におきまして、今後今のお話の精神を十分に尊重いたしまして、一層檢察の慎重を期したいと思つております。具體的にこの場合はどう、あの場合はどうといふことを私から一々申し上げかねるのですが、精神におきましては全然同意であります。今後一層その意味におきまして注意をしたいと考へております。

○北浦委員 意見が私と同一であるとおつしやるなら、これ以上深くお伺いすることもありませんが、ただ私の希望として申し上げておきます。私は三十四年刑事専門の弁護士をやつておりました、その経験の結果申し上げるものであります。監獄に入れられる、逮捕されるというだけで、その者の精神状態がかつて来るといふことを御記憶願ひたい。これは檢事ばかりやつておる人にはわからぬ。さうして自白することは、満足なこととはあまり言わない。一日も早く出たいと思つてからである。あるいはまた精神的の大打撃である。今日は大臣であつた者があつた監獄に入る。元大臣であつた者が引かれて行く。代議士であつた者に逮捕状がまわる。それだけでも精神的に大打撃を受ける。逮捕状をまわしても、家宅搜索をやる場合には本人に少しでも聞いてからやらなければならぬ。それ

れをすれば秘密が漏れるというが、その秘密の漏洩といふことを考へるのが旧刑事訴訟法式なんだ。新刑事訴訟法を讀んでごらんない。赤裸々に、白晝公然と刑務所に行つて、看守がいないでも話ができる。それを旧刑事訴訟法通りにやつておられるから無罪ばかり出る。今後十分御注意を賜わりたい。これはいかにあなたが御存じないことであつても、初めから申しますように、片山内閣であつたが片山内閣であるが、やり方が悪かつた。あなたもさういふ間違ひをなさらぬように、おしえていやくも起訴した以上は有罪であつたといふようにしたい。これはほかの事件を調べてごらんない。たいていさうです。百件あつて無罪が五件も六件も出るというものはあまりありません。十件あつて八件まで無罪です。そしてそれが名譽ある立法機關の組織の一分子である。もうこれ以上申し上げることはありません。とにかく意見が同一であるといふことを私も喜んで、これで質問を終ります。

○古島委員 幸いに法務總裁がおいでですから、私も一言承りたいと思ひます。このごろ治安が大分乱れておりまして、この点はわれ／＼まことに憂慮にたえないのであります。芦田さんが總理大臣になつて第一回の施政方針の演説の際には、治安がこれほど保たれたことではないと言つておりました。そこで私はこれほど乱れたことではないといふので反對をいたしました。これは見解の相違でありました。しかし実際から今日の状況を見ますと、東京のまん中において警視總監がなぐり飛ばされるというやうな事案は、いまだかつて起つたことがありません。今

後事が起りました場合においては、どういふことにしてこの治安を保たれるか。ほんとうに世の有様を見たときには、われ／＼單純な人でもその考へが出て参ります。いわんや法務廳の方々は、一層この点には御留意あつてしかるべきだと思ふのであります。何か治安の問題について特にお心づきのことがあつたら承りたい。

○福田國務大臣 私どもも治安の乱れておることについては大いに憂慮いたしております。ただいまのところ治安の直接の責任者は警察でありまして、その警察が昔でありましたならば内務大臣が監督しておりましたが、今日では總理大臣に直結してゐるやうなことになるのであります。法務廳といひましては、治安にはむろん責任を持つておりますが、二次的な關係でありまして、ただちに乘出して警察を指揮するといふ場合はなほ少しと思ふのであります。しかしながらむろん法務廳も責任を持つてゐるので、よく檢察當局を協助いたしまして、警察とも協調いたしまして、その方面に一層力を入れるやうにいたさしたいと思ひます。

○古島委員 現在の日本の状況は私が申し上げるまでもなく、まづたく一触即発といふやうな状態になつております。いつの場合においても、あのデモの聲を聞いても、この点は痛切に感ずるのであります。さういふときにあたつて、警察官だけが治安を保つといふことになれば、わずか十三万人で日本全國をやらねばならぬといふことになりません。これはとうていできない相談だと思ふ。この点に向つては警察官も一層増員の必要があるとともに、万一の場合にはどういふ処置をとるかとい

うことを、法務廳としては十分考へておかねばならぬ。もし万一の場合があつたならば、警察官を動員しただけで治安が保たれるという考へでありましようか、どうでありますか。

○殖田國務大臣 御質問の通りであります。私も非常にそれを憂慮いたしてあります。警察の増員につきましても、関係方面に願ひまして、何とか積極的に考へていただこうということを、これは法務總裁としてではございませぬ、國務大臣といたしまして、閣議にもよく問題を出しております。今たまたま武器の問題、人員の問題が第一でございしますが、武器の問題、それから、國家警察と自治警察との協調の問題、その他はなほ不十分の点が多いのでございまして、それらを整備することにはまた治安を維持する第一の必要條件ではないかと思つております。ただし、非常に大きな事件が突発いたしましたときに、ただいまの警察力をもつてこれに應ずることができないというところは、ゆゆしき実は心配の種であります。目下占領下にありますので、それは多分占領軍の方の御努力によりまして、治安の維持ができるだらう。それがないあかつきにはどうするかというところは、たいへんな問題であります。今具体的にどういふ案があるかというのを申されませんのは遺憾であります。みな心配をいたしてあります。

○古島委員 終戦後において、また戒嚴令が撤廃され、もしくは修正されるということも承つておりますが、もしここに議和が成立をいたして、從來の戒嚴令でもしかねばならぬというやうな、状況に立至つたときには、どう

いうやうなことにして行きますか。

○殖田國務大臣 從來の戒嚴令と申しますものはもう廃止されております。うであります。今のやうな非常事態が起きます場合におきましては、國家警察法によりまして、非常事態の宣言をいたすのでございします。しかしながら非常事態を宣言いたしまして、今のやうな警察力の薄弱なもので、どうにもならぬのでありまして、何とかいまして、警察力の充実、拡張ということも関係方面によく御相談を申し上げまして、御承認を得なければならぬことと思つておるのであります。目下の急務はそればかりであります。

○古島委員 そこで戒嚴令が撤廃された以上は戒嚴令にかわるべき、あの軍部に全部まかせるやうな戒嚴令でなく、今日の時代に即應するやうな、同様の法律をこしらえておく必要があると思ふ。ただ國家警察にまかせる。國家警察の動員をして、その國家警察の動員だけでこれが片づくというやうな少々動亂ならばよろしい。もつと大きな、もとの戒嚴令が發動されねばならぬやうな事態が起つたときには、それに即應するやうな法律をこしらえておく必要がある。わずかな小さな法律を改正し、訂正するよりは、根本的の法律をこしらえておく必要があろうと思ひますが、それを提出する御用意があるかどうか。

○殖田國務大臣 それはまつたく御同感でございしますが、占領治下におきまして、それは関係方面とよく了解をつけ合ひながらいたしませんとできないのでございします。憂慮しておるわけでございます。

○古島委員 今占領治下であるから、ただちにそれを發動させるわけにも参りません。しかしながらこの占領治下にあるというところは、永久の占領ではありませぬ。おそかれ早かれ解かれるときがある。そのときが危険なので、最も治安の乱れるときは講和ができて、しかも占領軍がその実力を發揮しないといふことになると、そこが危険な。そのときに備へるためには、今日から根本的の法律をこしらえておく必要があると思ふ。その用意、打合せを今日しておいて、ただちにこれができるやうにしておかなければ、いざというときに用意が足らぬと思ふ。その用意を承りたい。

○殖田國務大臣 御説の通りであります。でありますから、その用意もまだできていないと申し上げられませんが、その用意をし、かつ関係方面の了解をつけることにみな努力をするつもりであります。みな相談をいたしてあります。

○古島委員 どうぞ十分の御考慮を願ひます。

○猪俣委員 法務總裁にお尋ねしますが、法務總裁は内閣の法律顧問でございしますから、今の問題と関連して、法制上のことにつきまして伺いたいと思ひます。

それは地方の自治体警察の第一次の責任者は署長でありましようが、その第二次の責任者は一体何人であるか、及び地区の警察署の第一次の責任者及び第二次、第三次の責任者、最後の責任者は何人でありましようか。それから公安委員会なるものと、地区にある自治体警察の署長との責任関係はどういうことになつておるか。あるいは

縣の警察部と公安委員会との関係はどういうことになるのであるか。この警察の責任関係がはなはだあいまいなもので、われ／＼が具體的事案にあたりました際には、はなはだ困るのであります。この点につきましても、指揮系統あるいは責任系統、これを自治体警察及び國家警察の二つに分けて、その第一次、第二次、第三次の責任系統を明らかにしていただきたい。

○殖田國務大臣 今の問題は私も多少聞いておりますけれども、非常に込み入つておりますから、政府委員からお答えをさせていただきたいと思ひます。

○高橋政府委員 ただいまの問題で、まず第一に自治体警察の場合においては、署長の上の警察責任者は警察長、その上の責任者はその自治体の公安委員といふことになつておるのであります。それから國家地方警察におきましては、警察署長の上に國家地方警察長がおりまして、都道府縣の公安委員会がこれに關する運管管理をいたしておるのでありますから、運管管理の面においては、公安委員にそれだけの責任があると思ふのであります。そうしてその上に中央の國家公安委員がありますので、この國家公安委員は都道府縣の國家公安委員会に對しまして、行政管

理の責任の地位にあり、従つてその幅において責任を負ふものと考へるのであります。

なお私も十分詳しくはありませぬが、御質問の点で明らかにできることがありましたら、なお御質問にお答えいたします。

○猪俣委員 今の御説明少しはつきりしないのでありますが、しからば中央

の本部長と地方の國家警察の警察長との関係はどういうことになりましようか。それから公安委員会と本部長との関係はどうなるのか。ここにある警察署に關するところの事件がありましたら、最終の責任者がだれであるか。總理大臣が公安委員会の上にあるやうであります。總理大臣と公安委員会との関係はどうであるか。そういうことについて警察制度が非常に複雑多岐になつておるために、われ／＼の頭にはつきり入らないのであります。そして責任の所在をみなすり合つておるやうなところもありましようが、責任の明らかならざるどころ志氣が高揚しないのであります。その点を明確にしたい。ただきたいといふこと、檢察官と公安委員会、あるいは地区にある自治体の警察署長との関係はどういうことになつておるか、それも承りたい。

なお今のことは突然の質問でありますので、あるいは御用意が必要かもしれませぬから、今ただちに御答弁がなくても、後日でもよろしいのであります。が、本委員会に責任の所在を明らかにした資料を御提出願ひたいと思ひます。

いま一つは、裁判所と國會と行政府との関係であります。これも実に私どもはつきりわからない。予算は裁判所において獨立して請求するといふにかかわらず、國會に對して正式な説明をするいわゆる政府委員といふやうなものがない。便宜上説明員といふやうな名前が臨時に來て、説明を聞いておるといふやうなことでありまして、三権分立でありましても、その連絡といふものはなければならぬのである。國會は最高の國家機關である以上は、そ

の意味におきましても裁判所との関連がいま少しく明らかにならんのであります。裁判所に対して國會の意思がどういふ方法と形式をもつて発効するものであるか。全然これは断ち切られておるのであるか。その点につきましてもどもとはつきりしないのであります。政府と國會の關係は明らかであります。裁判所と國會の關係が明らかでない。こういうことにつきまして、内閣の法律顧問である法務總裁の御見解を承ればけっこうだと思ひますが、なおまた準備が必要であります。ならば、これもさつきの警察關係と一緒に、当委員会に畫面でも何でもよいから御答弁をいただきたい。

○殖田國務大臣　ただいまの御質問は
かなりむずかしい問題をたくさん含ん
でおりますので、私がただいまここで
お答え申し上げかねるのにはなはだ殘
念であります。お言葉にもございまし
た通り、それらの点につきまして十分
研究いたしましたして、明日でも明後日でも
もお答えするようになりたいと思ひ
ます。

○猪俣委員　なおその際に、いわゆる本來の裁判所自体に關する基本的事務につきまして、國會がこれに對して容喙できないことはあたりまえだと思ひますけれども、今の裁判所はただ司法行政をつかさどつておるのみならず、本日もいわゆる祕書官を置かなければならぬということ、われ／＼ももし司法行政が多岐にわたつてあることをを了といたしまして、大体において反對するものではないのでありますが、そうしますと司法行政の意味におきまして、國會とそこにある程度の連関がなければならぬと思うのでありますし、

また裁判事務それ自体にいたしましては、こういうことは纏束することができなないでも、一体國會の意思として裁判所に對して、われ／＼の意思を反映することができないであらうか。たとえは近ごろやかまし、問題になつております労働爭議における生産管理の問題であります。この問題についても私は當委員會において、ある一定の意思を表示をするとは考えますが、それは第一として、裁判所のやり方について遺憾な点が多々あるということ、生産管理に入る形勢がありますと、近ごろは資本家側が仮処分の申請をやることは御承知の通りであります。この仮処分の方であります、どうも旧態

依然たる頭を持つてゐる裁判所では、今までと同じような觀念でもつて仮刑分をやつて、一方的に労働組合運動を抑圧してしまふといふような、一切の労働運動がそれで一卷のけりがつくような仮刑分を往々にしてやつておきまして、新潟縣の小千谷の理研におけるあの刑事事件なんというものも、私は春秋の筆法をもつてすれば、裁判所の

ことでもつても、理解ある裁判所では、たとえは労働組合の方から一名ないし二名、資本家側から一名ないし二名、中立の委員を一名ないし二名、それで管理委員会をつくつて、この委員会に仮処分の執行吏が自分の権限を委任して、この委員会でもつて管理せしめるような仮処分をしてくれるところはみな示談になつておるのであります。始終この委員会で資本家側と労働者側と会つて運営いたしております結果、解決が早いのであります。ただ資本家側の一方的な請求、しかも口頭申

論も聞かず、疎明も十分しないで、一方的な請求によつて仮処分をして、立入禁止その他すべての処分をやつてしまふ。あの裁判所のごときはまさにその通りであります。その結果暴動が発生して、公務執行妨害とか、業務妨害という刑事問題が発生して、それで今日に至るまで六箇月以上たつてゐるが、まだ解決しない。こういうような裁判所のやり方に対して、何か國會から警告と申しますか、希望と申しますか、そういうことを反映するような道がないものであろうか。これは仮処分についての一つの例だけで申すのでありますが、一般に仮処分がいずれにしても濫用されておつて、労働組合法によるも

正當なる労働運動までも抑圧するまでに裁判所が深入りし過ぎていゝといふのでふうに感じられるのであります。こゝにいうことに對して、國會から何らかの交渉ができないものであらうかといふことについて、御留意を願つていただきます。と思つてあります。

○鍛冶委員長代理　ほかにありませんか。――それではただいま議題になつ

ております刑事訴訟法施行法案、裁判所法の一部を改正する等の法律案、司法警察職員等指定應急措置法案、右三法案の質疑は一應終了したものといたしまして、明後日までに修正案を確定するよう御了承願いたいと思います。本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十八分散会

〔参 照〕

戸籍事務官吏を官吏に登用の請願に対する答弁要旨

紹介議員 今村 忠助

請願者 大野 睦男外十名

戸籍事務が最も重要な國の行政事務の一つであることは明かでありまして、この戸籍事務を担当する市町村吏員を國の官吏に登用いたしますことは、当該担当者が戸籍事務に専念することができるようになすという点から一應考慮いたすべき問題と考えられますが、現行行政機構の上からも、また現在問題となつております戸籍事務経費の國庫負担の問題の上からも、さらに研究の余地がありますので、なだちにこれを實現いたしますことは不可能なことと考えられます。しかし戸籍事務担当者が戸籍事務に専念し、迅速な処理をいたすことができませんよう、人事につき今後市町村とも十分

連絡をとりたいと考えております。

司法事務局出張所設置の請願に對する意見

北海道苫前郡苫前村に司法事務局出張所を設置すべき旨の請願に關して意見を申し述べます。

思うに司法事務局出張所を新設すべきいなかは、まずその地の人口、

通、而積等の実態のみならず、その地における処理事件の件数をも十分考察してきめなければならないことはもちろんであります。よつて請願のありました苦前村における過去三年間の総理事事件数を見するに、昭和二十年九十九件、二十一年は二百五十四件、二十二年は百六十八件以上の一年平均は百七十三件でありまして、このよゝに一年間最高二百六十件にも満たない事件を処理せしめるために、特に此地に司法事務局出張所を新設し職員派するといふことは、これによつてける当該村民の利益に比し、國庫の

担がいささか多きに過ぎるの感がありまして、わが國の現状から見てたゞちかたと存せられます。しかしながら昔曹村は讀順中にもありますように、而積も廣く、この地を管轄する旭川司事務局羽幌出張所までは相當な距離がありまして、村民の不便はさこそと申はれますのみならず、近來交通上、藥業上同村の發展は著しく、急激なる人口の増加も予想されますので、政府もいたしましてはこの点を看過しては行かぬわけではなく、したがつて近き將來に於いては十分考慮するつもりであります。

各諸願に關する報告書
〔都合により最終号に掲載〕

頁文をのりつゝ 紙を越えり 紙を越